

第 3 5 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録  
( 予 算 特 別 委 員 会 )

平成 23 年 3 月 7 日 開 会  
平成 23 年 3 月 10 日 閉 会

南 部 町 議 会

## 第 3 5 回南部町議会 予算特別委員会会議録目次

### 第 1 号 ( 3 月 7 日 )

出席委員	1
欠席委員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
臨時委員長紹介	3
開会及び開議の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	5
議案第 3 号の上程、説明、質疑 ( 歳入、歳出 1 款 ~ 3 款 )	6
散会の宣告	3 4

### 第 2 号 ( 3 月 1 0 日 )

出席委員	3 5
欠席委員	3 5
説明のため出席した者の職氏名	3 5
職務のため出席した者の職氏名	3 6
開議の宣告	3 7
議案第 3 号の質疑 ( 歳出 4 款 ~ 13 款 )、討論、採決	3 7
議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 4
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 5
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 7
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 9
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 8
議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 7
議案第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 9

議案第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 2
議案第 1 2 号から議案第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 9
議案第 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 4
議案第 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 6
議案第 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 8
議案第 1 8 号から議案第 2 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 0
閉会の宣告	1 1 3
署名	1 1 5

南部町議会予算特別委員会会議録（第1号）

平成23年3月7日（月）

出席委員（18名）

1番	工藤正孝君	2番	夏堀文孝君
3番	沼畑俊一君	4番	根市勲君
5番	松本陽一君	6番	河門前正彦君
7番	川井健雄君	8番	中村善一君
9番	佐々木勝見君	10番	工藤幸子君
11番	馬場又彦君	12番	立花寛子君
13番	川守田稔君	14番	工藤久夫君
15番	坂本正紀君	16番	小笠原義弘君
17番	佐々木元作君	19番	西塚芳弥君

欠席委員（2名）

18番	東寿一君	20番	佐々木由治君
-----	------	-----	--------

説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	坂本勝二君
総務課長	小萩沢孝一君	企画調整課長	坂本與志美君
財政課長	小笠原覚君	税務課長	八木田良吉君
住民生活課長	極檀義昭君	健康福祉課長	有谷隆君
環境衛生課長	中野雅司君	農林課長	中村一雄君
農村交流推進課長	福田修君	商工観光課長	神山不二彦君
建設課長	西野耕太郎君	会計管理者	庭田富江君
名川病院事務長	佐藤正彦君	老健なんぶ事務長	麦沢正実君
市場長	佐々木博美君	教育長	山田義雄君
学務課長	庭田卓夫君	社会教育課長	工藤重行君
農業委員会事務局長	坂本勝君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 田辺弘治 主 幹 板垣悦子  
主 査 秋葉真悟

---

○事務局長（田辺弘治君） 先ほどの本会議において設置されました予算特別委員会を開会いたします。

---

#### 臨時委員長の紹介

○事務局長（田辺弘治君） 委員長が互選されるまでの間、委員会条例第10条第2項の規定により、年長委員が臨時の委員長を務めることになっております。出席委員の中で年長委員であります西塚芳弥委員をご紹介申し上げます。西塚芳弥委員は、臨時委員長席へお願いいたします。

（臨時委員長 西塚芳弥君 臨時委員長席に着く）

○臨時委員長（西塚芳弥君） ただいまご紹介をいただきました西塚芳弥でございます。本日招集されました予算特別委員会の開会に当たり、委員会条例第10条第2項の規定により、私が臨時委員長の職務を行うことになりました。委員長が互選されるまでの間、限られた時間ではありますが、委員各位のご協力によりまして、無事任務を果たしてまいりたいと存じます。何とぞ特段のご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

---

#### 開会及び会議の宣告

○臨時委員長（西塚芳弥君） ただいまの出席委員数は18人でございます。定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

（午後1時40分）

---

#### 委員長の互選

○臨時委員長（西塚芳弥君） これより委員長の互選を行います。

お諮りいたします。互選の方法は指名推薦にいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時委員長(西塚芳弥君) ご異議なしと認めます。

よって、互選方法は指名推薦により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は年長委員である私が指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時委員長(西塚芳弥君) ご異議なしと認めます。

よって、年長委員である私が指名することに決定をいたしました。

指名をいたします。予算特別委員会委員長に坂本正紀君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました坂本正紀君を予算特別委員会委員長に選任することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時委員長(西塚芳弥君) ご異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会委員長に坂本正紀君が選任されました。

ただいま予算特別委員会委員長に選任されました坂本正紀君が本委員会に出席されておりますので、本席から当選の告知をいたします。

以上をもちまして、私の職務は終わりました。委員長と交代をいたします。ご協力まことにありがとうございました。坂本正紀君は委員長席にご着席のほどをお願いします。どうもありがとうございます。

(坂本正紀君 委員長席に着く)

○委員長(坂本正紀君) ただいま予算特別委員会委員長選任されました坂本正紀でございます。何分にもふなれなもので、皆様のご指導、ご協力をいただきながら務めてまいりたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

## 副委員長の互選

○委員長（坂本正紀君） これより副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。互選の方法は指名推薦にいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。指名の方法は小職委員長が指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、小職が指名することに決定いたしました。

予算特別委員会副委員長に河門前正彦君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました河門前正彦君を予算特別委員会副委員長に選任することにございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会副委員長に河門前正彦君が選任されました。

ただいま予算特別委員会副委員長に選任されました河門前正彦君が本委員会に出席されておりますので、本席から当選の告知をいたします。

ここで14時まで休憩いたします。

（午後1時47分）

○委員長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時01分）



○委員長（坂本正紀君） 直ちに本日の会議を開きます。

本委員会に付託されました事件は、議案第3号から議案第22号までの平成23年度南部町一般会計及び特別会計予算であります。本日は、議案第3号を審議いたします。

議事の進行につきましては、各位のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

---

議案第3号の上程、説明、質疑（歳入、歳出1款～3款）

○委員長（坂本正紀君） 議案第3号、平成23年度南部町一般会計予算を議題といたします。

歳入歳出予算を一括して説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） それでは、議案第3号、平成23年度南部町一般会計予算についてご説明を申し上げます。

使う資料は厚い予算書と、それから先ほど配付いたしました平成23年度一般会計当初予算資料と、それからもう一つ、財政健全化計画等執行状況報告書、この3種類を使って、順に説明をいたします。

それでは、最初に、予算書を用いてご説明をいたします。1ページをお開きいただきたいと思います。平成23年度南部町一般会計の予算は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ100億5,000万円と定めるものでございます。平成22年度当初予算と比較し、2,000万円、0.2%の減ということでございます。

第2条は、地方債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法などについて定めるものでございます。

第3条は、一時借入金を7億円と定めるものでございます。

第4条、歳出予算の流用については、財務規則に定めるところによるというものでございます。

主な項目について、歳入歳出事項別明細書の総括表で説明いたします。10ページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書の歳入、1款町税でございますが、本年度予算額は12億9,440万9,000円でございます。一番右側でございますが、前年度予算額と比較して1億2,933万2,000円の減ということになっております。町民税につきましては、所得割額の減と、それから固定資産税につきましては償却資産の減、たばこ税の減ということによります。

2 款地方譲与税でございますが、1 億4,741万4,000円で、前年度比較4,217万7,000円の減、これは自動車重量譲与税の減でございます。

3 款利子割交付金は395万5,000円。

4 款配当割交付金73万2,000円。

5 款株式等譲渡所得割交付金35万7,000円。

6 款地方消費税交付金 1 億4,784万5,000円。

7 款自動車取得税交付金4,038万4,000円。

8 款地方特例交付金2,040万円。

3 款から 8 款までは、それぞれ増減はございますが、平成21年度の決算見込額をベースに算定してございます。

9 款の地方交付税でございますが、51億200万円の計上でございます。前年度に比較して 2 億4,500万円の増、5 %の増ということでございます。

10款交通安全対策特別交付金は340万円。

11款分担金及び負担金は9,641万5,000円。

12款の使用料及び手数料は 1 億966万3,000円の計上でございます。これも額的には平成22年度並みの計上でございます。

13款国庫支出金でございますが、7 億7,875万5,000円、比較で 1 億656万9,000円の増ということでございます。これは地デジ化の共聴施設整備補助金、それから子ども手当の負担金、公営住宅整備事業補助金等によりまして増額になってございます。

14款県支出金でございますが、6 億8,127万9,000円でございます。市町村合併支援特別交付金が減額になったということがございますが、中山間地域総合整備事業事務の委託金が増になっておりまして、結果的に442万3,000円の減ということに落ち着いております。

15款財産収入でございますが、2,670万6,000円の計上でございます。不動産売払収入の減でございます。

16款寄附金は6,000円、これは名目計上でございます。

17款繰入金6,350万5,000円の計上ございまして、前年度比較4,759万6,000円の増ということになってございます。公共施設整備基金繰入金の増でございます。

18款の繰越金につきましては、前年同額 1 億円ちょうどでございます。

19款の諸収入でございますが、2 億2,047万9,000円の計上ございまして、比較6,350万9,000円の増ということになってございますが、県道の改良に伴う移転補償、それから電源立地

対策交付金等の増によるものでございます。

20款町債でございますが、12億1,230万円の計上でございます。比較2億9,890万円の減と。これは臨時財政対策債、それから合併特例債の減によるものでございます。

歳入合計100億5,000万円ということでございます。

次のページをお願いいたします。歳出、1款議会費でございます。1億4,894万3,000円の計上でございます。比較3,704万2,000円の増ということになってございます。既にご存じのとおり議員年金の制度廃止に伴う負担金の増によるものでございます。

2款総務費でございますが、15億3,785万5,000円の計上でございます。人件費につきましては減少しております。それから、この款ではテレビ共聴施設費、それから住民基本台帳システムの改修費等が増要因として盛り込まれておるものでございます。

3款民生費でございますが、25億561万8,000円の計上でございます。比較6,501万6,000円の増ということになってございます。これは介護特別会計の繰出金の増、それから障害者福祉費の増によるものでございます。

4款衛生費でございますが、8億1,846万9,000円の計上でございます。比較4,095万1,000円の増でございます。これは各種予防接種事業費の増によるものでございます。

5款労働費でございますが、3,864万円の計上でございます。比較3,855万6,000円の増ということになっております。企業提案型新技術開発研究推進事業、それからふるさと雇用再生特別事業が大幅に伸びております。

それから、6款農林水産業費でございますが、6億8,876万8,000円の計上でございます。比較1億4,344万6,000円の増ということになっております。これは中山間地域総合整備事業費の増額によるものでございます。

7款商工費でございますが、3億2,424万1,000円、比較3,152万6,000円の増となっております。これは県の緊急雇用創出事業とそれからバーデハウスの改修工事等によるものでございます。

8款土木費でございますが、5億2,641万円、比較8,185万8,000円の増ということになってございます。ひろば台団地の整備事業の増、それから道路新設改良事業、いわゆる交付金事業の増によるものでございます。

9款消防費でございますが、6億6,122万7,000円の計上でございます。比較2億9,862万円の減でございますが、この減の主な理由はデジタル防災行政無線事業費が、昨年平成22年度は5億円ばかりでございましたが、大幅に減ったことによるものでございます。なお、平成23年度は消防拠点施設整備事業を盛り込んでございます。

10款教育費でございますが、8億2,604万1,000円の計上でございます。比較6,549万5,000円の減ということになりました。史跡聖寿寺館跡公有化事業費の減によるものでございます。

11款災害復旧費でございますが、99万9,000円の計上でございます。昨年度並みの計上でございます。

12款公債費でございますが、19億5,951万円の計上ございまして、比較8,960万円の減でございます。これは起債償還の元金と利子、どちらも減額になっております。

13款予備費でございますが1,327万9,000円の計上、歳出合計100億5,000円ということになってございまして、右側の今年度予算額の財源内訳のところ、一番下をごらんいただきたいと思いません。

国県支出金が合計で14億6,003万4,000円、地方債6億5,300万円、これはいわゆる臨時財政対策債を除いた地方債の額でございます。その他、使用料等、雑入なども入ってございますが、4億1,498万1,000円と。一般財源トータルが75億2,198万5,000円ということになってございます。

それでは、歳出について、各款ごとに平成22年度予算との相違点、それから新規事業等について説明をいたします。

31ページをお願いいたします。31ページ、3の歳出、1款1項1目議会費でございます。1億4,894万3,000円の計上でございます。3,704万2,000円の増ということでございますが、4節の共済費のところをごらんください。議員共済組合の負担金が例年よりもかなりふえております。4,915万9,000円ということでございます。地方議会議員年金制度が6月1日をもって廃止される予定のため、廃止に伴う債務の支払いに必要な財源は各地方公共団体が公費で負担することになっておりますので、増額になったものでございます。

次に、34ページをお願いいたします。下の方でございます。2款総務費、1項4目財政管理費でございます。2,601万4,000円でございます。比較1,537万8,000円の増ということになっておりますが、次のページの上、15節工事請負費、施設解体工事として1,511万9,000円を計上いたしました。これは老朽化した不要な公共施設の解体、撤去を進めるため計上したものでございまして、具体的には旧南部町役場ほか3カ所を取り壊しをするものでございます。

次に、36ページをお願いいたします。6目の企画費でございます。6,391万4,000円の計上でございます。

次のページに行きまして、19節の負担金補助及び交付金の下の方でございます。商品券発行事業500万円、それからふるさと交流会として204万3,000円計上いたしました。これは商品券発行につきましては、町内消費活動の促進と商工業活性化を目的とし、南部町商工会が発行するプレ

ミアム商品券に対して補助するものでございます。ふるさと交流会は合併前に旧地区ごとにあった郷土会がこのたび統合されることになりましたので、その設立に係る補助金でございます。

次に、39ページをお願いいたします。39ページの下の方、11目情報化推進費でございますが、9,175万8,000円の計上でございます。次のページをお願いいたします。上段、19節の負担金補助及び交付金、右の一番下でございます。テレビ共聴施設整備事業補助金6,680万5,000円の計上でございます。ことしの7月24日からテレビ放送がアナログから地上デジタルに完全移行されると。新たに難視区域に指定された町内8地区にテレビ共聴施設を整備するものでございます。

次に、43ページをお願いいたします。下段でございます。2款3項1目戸籍住民基本台帳費7,381万円の計上でございます。次のページの中段、13節委託料に2,058万円を計上いたしました。説明の欄の一番下でございますが、住民基本台帳システムの改修として1,561万4,000円、これが主なものでございます。住民基本台帳法の改正に伴い、システムを改修するというものでございます。

次のページでございます。2款4項選挙費でございます。2目青森県議会議員一般選挙費として1,347万8,000円計上いたしました。次のページをお願いいたします。3目青森県知事選挙費として1,718万円計上いたしました。4目南部町議会議員一般選挙費として2,053万2,000円、上名久井財産区議会議員一般選挙費として184万1,000円、それぞれ計上いたしました。

49ページをお願いいたします。下段でございます。3款民生費、1項2目住民生活費でございますが、3億3,159万9,000円の計上でございます。51ページの上の方でございます。28節繰出金、国民健康保険特別会計繰出金2億5,682万5,000円の計上ございまして、前年度比233万4000円の増ということになってございます。それから、その下3目の老人福祉総務費でございます。2億8,988万3,000円の計上でございます。28節ですが、後期高齢者医療特別会計繰出金8,304万2,000円の計上が主なものでございます。前年度比で344万2,000円の増になってございます。それから、4目の老人福祉費ですが、4億2,020万1,000円の計上でございます。比較4,835万9,000円の増ということになってございますが。次のページの28節でございます。介護保険特別会計繰出金として3億6,002万2,000円、介護サービス事業特別会計繰出金164万7,000円、計3億6,166万9,000円の計上でございます。5目の老人福祉施設費でございますが、5,738万7,000円の計上でございます。次のページの一番上、28節繰出金、介護老人保健施設特別会計繰出金4,894万3,000円、これは1月19日にご議決をいただいた老健なんぶの財政健全化計画に基づく起債の借り換えによる利子負担の軽減並びに人件費、物件費等圧縮に努めた結果、4,087万6,000円減額になっております。次のページ、6目の障害者福祉費でございますが、4億1,734万1,000円の計上

でございます。比較5,458万6,000円の増ということになっておりますが、下の方、20節扶助費でございます。4億811万3,000円の計上でございます。これは厚生医療給付費、介護給付、それから訓練等給付費などの増加により前年度より5,576万8,000円多く計上してございます。

次のページをお願いいたします。3款2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございますが、4億2,089万2,000円の計上でございます。20節扶助費でございますが、4億1,798万円の計上でございます。次のページの上から2行目、子ども手当として3億8,988万円の計上が主なものでございます。ご承知のとおり、子ども手当は、ゼロ歳から3歳未満児の子ども手当支給額が1万3,000円から2万円に増額になったということによるものでございます。

次に、59ページをお願いいたします。4款衛生費、1項1目保健衛生総務費でございますが、1億1,109万9,000円の計上でございます。比較1,460万5,000円の増ということになってございます。一番下の13節委託料でございますが、(仮称)医療健康センターの実施設計が予定されておりますが、そのうち一般会計が負担する、いわゆる健康センター分の実施設計業務委託料1,518万8,000円の計上でございます。次に、61ページをお願いいたします。3目の予防費でございますが、7,145万8,000円、比較4,225万1,000円の増でございますが、13節の委託料でございます。6,573万5,000円の計上でございます。インフルエンザ、日本脳炎、それから子宮頸がん等予防接種の委託料の計上でございます。次のページをお願いいたします。中段からやや下、6目の病院費でございます。1億2,487万1,000円の計上でございますが、名川病院の負担金でございます。右側の説明の欄に、定住自立圏振興基金1,000万円と書いてございます。これは医療施設整備のため、定住自立圏振興基金から1,000万円が交付をされるため、その分を加算して負担金として支払うものでございます。

65ページをお願いいたします。4款2項清掃費、3目塵芥処理事務組合費でございますが、1億9,228万4,000円の計上でございます。比較1,123万円の減ということでございますが、19節の負担金補助及び交付金、塵芥処理運営負担金が1億1,431万2,000円、それから清掃公債費1,535万1,000円、昨年度と比べて、ここの部分が減額になっていることによるものでございます。

それからこのページの下ですね。5款労働費、1項1目労働諸費でございますが、3,864万円の計上でございます。大幅にふえておりますが、13節の委託料、企業提案型新技術開発研究推進事業費として2,934万3,000円の計上でございます。次のページをお願いいたします。一番上でございますが、5款の先ほどの目の15節工事請負費でございますが、施設解体工事として866万8,000円計上いたしました。これは五日市地区の職業訓練校の解体工事費でございます。

次に、68ページをお願いいたします。6款農林水産業費に入ります。1項3目農業振興費で

ざいます。4,387万4,000円の計上でございます。19節の負担金補助及び交付金4,241万9,000円ということで、主なものは次のページの下の方でございます。新規就農者支援事業として540万円、個別所得補償制度推進事業として321万9,000円、それから一つ飛んで、中山間地域直接支払交付金2,284万7,000円と、農地・水・環境保全向上対策交付金772万1,000円のそれぞれ計上でございます。次に、4目の稲作振興費でございますが、678万9,000円の計上でございます。19節の負担金補助及び交付金でございますが、水田営農確立事業314万2,000円、それから米所得補償支援事業349万2,000円ということでございますが、米所得補償支援事業は、町単独の新規事業でございます。国の制度とは別に所得補償、加入申請者に10アール当たり2,000円を交付するものでございます。71ページをお願いいたします。71ページ下段、9目達者村モデル事業費でございますが、1,071万8,000円の計上ございまして、次のページの一番上、13節の委託料の説明の欄の下から2行目、達者村役場設立運営強化事業として500万円を計上いたしました。これも新規事業でございます。達者村事業を発展させるため、NPO法人設立に向けた調査研究を行うものでございます。県の補助金の対象にもなっているということでございます。次のページの11目農村整備費でございますが、1億7,682万5,000円の計上で、比較1億834万円の増ということになっております。これは、青森県営中山間地域総合整備事業が本格化するため、17節の公有財産購入費に用地買収費として2,560万円を計上いたしております。そのほか、次のページの上の方でございます。青森県営中山間地域総合整備事業、これは負担金でございます。5,025万6,000円、それから22節の補償補填及び賠償金、立木等補償費として7,440万円を計上いたしました。県からの受託事業として作業を進めるものでございます。それから12目の農業集落排水事業費でございますが、2億2,124万3,000円の計上で、比較2,806万2,000円の増と。これは農業集落排水事業特別会計の繰出金でございます。これはなぜふえたかと申しますと、農業集落排水事業債、起債の元利償還金の増に対応するものでございます。

次に、77ページをお願いいたします。7款商工費でございます。1項2目観光費でございますが、5,184万5,000円で、比較2,251万9,000円の増でございます。13節の委託料をごらんいただきたいのですが、青森県緊急雇用創出対策事業としてラジオ番組制作会社に、町の観光案内番組制作と放送を委託するものでございます。観光案内番組制作事業2,339万7,000円の計上でございます。その下3目の観光施設費でございますが、1億3,235万9,000円の計上でございます。次のページをお願いいたします。この増額の主な理由ですが、15節工事請負費でございますが、施設改修工事費として2,332万1,000円、これは名川センターハウス、それからバーデハウス福地の施設改修に充てるものでございます。それから79ページの28節でございますが、農林漁業体験実習館

特別会計繰出金2,021万2,000円の計上でございます。次の4目の市場費でございますが、3,628万円の計上でございます。これは町営地方卸売市場特別会計繰出金でございます。次に、5目の観光促進費でございます。550万4,000円の計上でございます。これは目の新設でございます。県の緊急雇用創出事業補助金を活用して、果物を使ったスイーツづくりなど、新たな観光商品の企画や誘客促進に努めるものでございます。

次のページをお願いいたします。下段でございます。8款土木費、2項道路橋りょう費、1目の道路橋りょう維持費でございます。8,901万5,000円の計上でございます。次のページの15節工事請負費に3,100万円、18節の備品購入費2,200万円、それぞれ計上いたしております。18節は、これは凍結防止剤散布車を更新するための計上でございます。それから、2目の道路橋りょう新設改良費でございますが、1億6,457万8,000円の計上でございます。15節には道路新設改良工事、いわゆる過疎事業として3,000万円、それから舗装改修工事でございますが、社会資本整備総合交付金事業5,200万円、合わせて8,200万円、それから18節の備品購入費には2,500万円、これはコミュニティバス1台を購入するものでございます。

次に、83ページをお願いいたします。8款4項下水道費、1目下水道整備費でございます。6,513万7,000円、比較2,685万2,000円の増となっております。公共下水道事業特別会計繰出金でございます。平成23年度は公共下水道が一部供用開始になります。下水道処理施設が稼働することから、増額となるものでございます。

次に、8款5項住宅費、2目の住宅建設費でございますが、1億2,952万円の計上でございます。これは15節工事請負費でございますが、公営住宅建設工事1億2,116万5,000円の計上でございます。ひろば台団地2棟8戸分の建築工事のほか、通路整備、それからそこは別に既設の4団地のテレビ共同受信施設の改修を進めるものでございます。

次のページをお願いいたします。9款1項1目常備消防費でございます。3億1,600万5,000円の計上でございますが、八戸地域広域市町村圏事務組合の負担金でございます。2目の非常備消防費でございますが、1億2,257万5,000円の計上でございます。次のページの15節でございますが、防災施設工事として3,715万7,000円計上いたしました。福地第1分団の消防拠点施設新築工事、それから消防施設の解体工事などを進めるものでございます。次のページをお願いいたします。3目の防災費でございますが、2億2,264万7,000円の計上でございます。比較3億3,059万4,000円の減額ということになっております。これは先ほど申し上げました15節の工事請負費のところですが、今年度は移動系のデジタル防災行政無線の設備工事を進めるというものでございまして、平成22年度は同報系を施工いたしました。事業費が大きく減額になったことによるもので



ございます。

それから次のページ、下です。10款教育費に入ります。1項2目の事務局費でございますが、1億7,572万3,000円の計上でございます。次のページをお願いいたします。13節の委託料でございますが、1,796万4,000円、主なものは中学生の海外研修1,306万8,000円の計上でございます。それから、19節の負担金補助及び交付金でございますが、1,536万1,000円の計上でございます。次のページの一番下の方でございます。特色ある学校経営事業として331万円、それから各種大会出場補助事業として500万円の計上でございます。

次に、98ページをお願いいたします。少し飛びます。10款5項社会教育費の4目文化財保護費でございますが、2,852万2,000円の計上ございまして、比較4,998万1,000円の減額になっております。これは聖寿寺館跡の公有化事業、買収予定面積が大幅に少なくなることによるものでございます。

次に、101ページをお願いいたします。101ページ、10款6項保健体育費、2目の保健体育施設費でございます。7,465万1,000円、比較3,117万2,000円の増ということになっております。15節の工事請負費でございますが、3,309万3,000円の計上でございます。主なものとしてB & G海洋センタープール棟の改修を行う事業費が2,865万4,000円でございます。

次のページをお願いいたします。102ページ、10款7項1目給食センター管理費でございます。1億788万6,000円の計上ございまして、前年度比較537万8,000円の減と。これは配送業務を業者委託することによる減額でございます。

それから次のページの12款公債費でございます。1項1目元金17億1,193万6,000円、2目の利子2億4,757万4,000円、合計で19億5,951万円となっております。元金につきましては、6,800万円ほど減額になっておりますが、地方債の償還が一部終了したことによる減額、それから利子につきましては、このあと説明しますが、地方債の残債、残額が減っていることによる減額でございます。

次のページをお願いいたします。104ページ、これは給与費の明細書でございます。1、特別職でございます。今年度一番右側をごらんください。長等2,503万7,000円、議員1億2,049万8,000円、その他特別職4,412万5,000円、合計1億8,966万円。一番下、比較ですが、前年度比較で2,624万円の増ということになっております。

次のページ、一般職でございます。(1)総括、本年度職員数203人、一番右側、人件費総額14億5,359万1,000円、前年度比較で3人の減で、人件費は1,474万5,000円の減でございます。

次に、地方債の説明をいたします。113ページをお願いいたします。地方債の見込額の動向が

ここに記載されております。前々年度末現在高、それから前年度末現在見込額とございます。この前年度末現在見込額のところが平成22年度末の額でございます。合計164億7,600万7,000円。当該年度中増減見込額でございます。当概年度中起債見込額が12億1,230万円、それから当該年度中元金償還見込額17億1,193万6,000円、当該年度末現在見込額、これが平成23年度末の見込額でございます。159億7,637万1,000円、こうなる見込みでございます。当該年度中増減見込額のところでは借入見込が12億1,230万円、元金償還が17億1,193万6,000円、ここで元金ベースのプライマリーバランスが約5億円黒字だということになります。

次に、歳入についてご説明をいたします。14ページをお願いいたします。2の歳入、1款町税、1項1目個人4億5,127万9,000円の計上でございます。2目法人は、3,531万4,000円、合計4億8,659万3,000円、比較で4,402万4,000円の減ということになっております。個人につきましては、主に所得割額の減によるものでございます。

その下、1款2項1目固定資産税でございます。7億29万2,000円の計上でございます。比較3,536万7,000円の減と。これはJR等償却資産の総務大臣配分額の減でございます。

次のページ、1款4項1目市町村たばこ税でございます。5,712万9,000円の計上でございます。比較3,364万2,000円の減でございます。これはたばこ販売本数の減でございます。

次に、2款地方譲与税、2項1目自動車重量譲与税でございますが、1億589万9,000円、前年度比較3,022万9,000円の減というふうになってございます。これは自家用車の小型化が進んでいるということですか、エコカー減税の影響などが考えられまして、平成22年度の決算見込額をベースに算定したものでございます。

それから、次に、17ページをお願いします。9款1項1目地方交付税でございます。51億200万円の計上でございます。前年度比較5%増、2億4,500万円を増額しております。一番右側をごらんください。普通地方交付税46億8,700万円、特別地方交付税4億1,500万円のそれぞれ計上でございます。一般会計歳入の50.8%を占める交付税でございます。前年度よりも普通地方交付税は2億4,500万円多く見積もっておりますけれども、特別交付税については前年度同額を見込んでおります。普通地方交付税は増額にはなっておりますが、国から示された資料をもとに、既に私どもは、平成23年度の普通地方交付税の試算もしてございまして、決して過大に見ているということとはございません。

それでは、次に、20ページをお願いいたします。下の方でございます。13款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金でございますが、5億2,417万円、ここで比較5,546万6,000円の増ということになっておりますが、次のページの4節子ども手当負担金が3億1,028万円ということでご

ざいまして、前年度に比較して3,761万4,000円増になっているということでございます。

それから、その下でございますが、13款2項3目の土木費国庫補助金でございます。1億5,067万4,000円の計上でございます。説明のところをごらんください。1節にはひろば台団地の整備事業補助金として6,767万4,000円、それから2節には、社会資本整備総合交付金、これは先ほども触れました。町道整備、コミュニティバスの購入等に充てるものでございまして、8,300万円の計上でございます。次のページをお願いいたします。5目の総務費国庫補助金でございますが、辺地共聴施設整備事業補助金として5,332万8,000円の計上でございます。先ほども触れました難視区域の共聴施設整備に充当するものでございます。

次に、23ページの真ん中ほどでございます。14款県支出金、2項1目総務費県補助金でございます。365万2,000円、比較で1億5,434万円の減ということになってございますが、合併後5年間交付されて、平成22年度で終了となった市町村合併支援特別交付金、これが大きく減額になっていることによるものでございます。次のページをお願いいたします。24ページでございますが、3目の衛生費県補助金1,929万8,000円の計上でございます。1節保健衛生費県補助金1,903万3,000円、右側の説明の欄、下から2行目です。子宮頸がん等ワクチン接種事業特例交付金1,402万8,000円、これが主なものでございます。次のページに移ります。7目の労働費県補助金でございますが、7,858万6,000円の計上でございます。緊急雇用創出事業補助金として4,658万円、それからふるさと雇用再生特別事業補助金として3,200万6,000円の計上でございます。

それから、14款県支出金、3項県委託金、1目総務費県委託金でございますが、5,799万6,000円の計上でございます。5節の選挙費委託金でございますが、青森県議会議員一般選挙費の委託金として1,344万7,000円、青森県知事選挙委託金として1,712万7,000円、それぞれ計上しております。その下の2目の農林水産業費県委託金でございますが、1億420万円の計上でございます。これは右側の説明の欄をごらんください。中山間地域総合整備事業用地事務の委託金でございます。

次に、27ページをお願いいたします。上の方ですね。17款2項基金繰入金の5目公共施設整備基金繰入金4,880万円の計上でございます。これは、不要な公共施設の解体などに充てるものでございます。

その下、18款の繰越金につきましては、前年同額の1億円の計上でございます。

次のページをお願いいたします。28ページ、19款5項3目雑入でございます。1億6,092万5,000円で、前年度比較5,326万2,000円の増ということになってございます。次のページの上段でございます。原子燃料サイクル事業推進特別対策事業として4,619万7,000円の交付を受けるも

のでございます。それから、一部事務組合の交付税再配分が2,310万円でございます。それから、説明の欄の下の方でございますが、平成23年度、新しいものでございますが、電源立地地域対策交付金として1,700万円、それから定住自立圏振興基金交付金として1,000万円、これは先ほど申し上げました名川病院の医療機器の整備に充てられるものでございます。それから、海洋センターのプールの改修として、B & G財団から助成金1,100万円、それから県道改良に伴う移転補償が1,520万円、国道改良に伴う移転補償が600万円というふうになってございます。

20款の町債につきましては、第2表地方債で説明をいたします。

9ページをお願いいたします。第2表地方債でございます。上から順に読み上げます。臨時財政対策債でございますが、5億5,930万円でございます。これは一般財源となるものでございます。

次に、合併振興基金事業債でございますが、これは合併特例債でございます。1億6,430万円、地域振興基金の積み立てになるものでございます。

それから過疎地域自立促進事業債でございますが、1億1,180万円でございます。これは地籍調査事業ですとか、公共施設の除却等に充てられるものでございます。

次に、健康センター整備事業1,512万円、これも過疎債でございます。(仮称)医療健康センターの健康センター部分の実施設計に充てられるものでございます。

中山間地域総合整備事業、これは5,020万円でございますが、県営の中山間地域総合整備事業の町の負担分に充当するものでございます。

町道整備事業でございますが、9,390万円、これは町道の整備、それからコミュニティバスの購入、それから凍結防止剤の散布車の購入などに充てられるものでございます。

それから、消防防災施設整備事業1,060万円でございますが、これは防火水槽ですとか、福地1分団の屯所整備に充てられるものでございます。

一番下、防災行政用無線整備事業でございますが、2億710万円、先ほど説明いたしました移動系の防災行政無線の整備に充てられるものでございます。

合計12億1,230万円で、平成22年度よりも2億9,890万円減額ということになってございます。予算書を使った説明につきましては以上でございます。

次に、議会説明資料、平成23年度一般会計当初予算資料というものがございます。これをお手元に準備をいただきたいと思っております。

まず、1ページ目、歳入でございますが、これは先ほど説明いたしました歳入の各款の予算計上額を予算額の多い順に上から順番に並べかえたものでございます。特に数字は読み上げませ

ん。各款の数字の左側に黒い星印がついているものがあります。この星印のついたものが自主財源でございます。一番下をごらんください。自主財源は19億1,118万3,000円、全体の構成比19.0%でございます。依存財源、地方交付税等でございますが、81億3,881万7,000円、81.0%、構成比そのものは昨年とそんなに変わってはおりません。

次のページをお願いいたします。2ページも歳出の額の大きいものから順番に並べたものでございまして、順位は平成22年度と同じでございます。

次のページをお願いいたします。3ページ、平成23年度一般会計当初予算の歳出の性質別内訳でございます。義務的経費でございますが、人件費は597万円の、数字的にはここは増になっておりますが、実は平成23年度は選挙がたくさんございます。選挙の時間外勤務手当が多額に上っているため、ここは597万円ほど増額になると。そういう特殊事情がございます。それから、扶助費でございますが、子ども手当等で前年比較7,636万4,000円の増、公債費でございますが、19億5,951万円、比較で8,960万円の減となっております。義務的経費の小計で46億4,543万8,000円で、726万6,000円の減と、義務的経費が減額になっていると。これは大変いい傾向であるというふうに思います。

それから、投資的経費でございます。普通建設事業、公営住宅整備ですとか、移動系のデジタル防災行政用無線整備等がございます。トータルで11億5,214万8,000円、前年度比較868万4,000円の減という結果になってございます。

それから、次のページでございますが、これは歳入歳出のそれぞれ予算を円グラフであらわしたものでございます。特に説明は省略させていただきます。

次に、5ページでございますが、これは平成23年度の予算を各節ごとに集計したものでございます。右側にそれぞれ節の対前年度との比較の増減額が記載されてございます。

6ページでございますけれども、その各節ごとの増減額の主な要因を右側に書いてございます。なぜこの節がふえたか減ったかということを箇条書きにしてあります。4節の共済費をごらんいただきたいと思いますが、ふえてございます。これは議員年金制度の見直しによる負担金の増と。13節の委託料のところは7,797万1,000円とふえております。予防接種事業費の増、ふるさと雇用再生特別事業の皆増、それから15節の工事請負費は1億5,087万4,000円の減、これは防災行政無線施設整備工事費の減、公営住宅建設事業費の増によるものでございます。19節負担金補助及び交付金4,676万9,000円の増、これは地上デジタル放送受信対策補助金の増、それから20節の扶助費でございますが、7,636万4,000円の増は、子ども手当給付費の増、それから障害者介護給付費等の増によるものでございます。それから、28節の繰出金でございますが、これは介護保

険特別会計、それから農業集落排水事業特別会計の繰出金の増ということでございます。

最後のページでございますが、これは平成23年度の一般会計ほか各特別会計、全部で20会計でございます。それぞれの会計の平成23年度の計上額と平成22年度の比較の表でございます。合計のところをごらんください。合計で、平成23年度209億2,520万3,000円となっております。対前年度増減額8,802万3,000円、0.4%の増ということになっております。

それでは、続きまして、最後に、この財政健全化計画等執行状況報告書によりまして説明を申し上げます。

この財政健全化計画等執行状況報告でございますが、これはいわゆる公的資金、政府系の資金の年利率5%以上の残債、地方債の残額について補償金免除による繰上償還を行い、実質公債費比率の抑制と地方債残高の圧縮に努めるというものでございます。平成19年度に策定をいたしまして、総務大臣、財務大臣からご承認をいただき、議会へ報告したところでございます。執行状況の報告は毎年求められておりまして、ただいま皆さんにごらんいただいている資料は、平成22年9月1日付で財務省東北財務局青森財務事務所に提出したものでございます。

2ページをごらんください。1、基本的事項、2、判定結果となっております。判定結果の左側、地方債現在高、実質公債費比率、職員数、改善額というふうになっております。それぞれ目標値があつて、実績見込値が記載されております。乖離値というふうに記載されております。地方債現在高のところだけ黒い三角で10億8,850万円というふうに書いております。これは単位100万円です。一番右側の類型と書いてございますが、の実質公債費比率、職員数、改善額とも目標値をクリアしておりますので、累計はaということでございます。地方債現在高だけがcとなっております。

3ページをお願いいたします。3ページ、地方債現在高の上の表の右側から2列目ですね。計画最終年度（平成23年度）計画目標値（A）これが141億4,610万円でございます。これは地方債の残高でございます。実績見込値（B）152億3,460万円、乖離値（C）10億8,850万円、率（D）マイナス7.7%ということで、目標値をクリアしていないということでございますが、その要因分析が2のところでございます。左側に起債と事業の種類が書いてございます。臨時財政対策債平成21年度、次が平成22年度、それから一般単独・一般事業（地域総合整備資金貸付金）、それから次が学校教育施設等整備事業、下の方に合併特例事業が二つ、平成22年度、23年度、合併特例事業はデジタル防災無線の工事でございます。臨時財政対策債は、まず国の地方財政措置として、計画策定時よりも発行が多くなったということが一つございます。それから、誘致企業に係るふるさと運用資金ですとか、小中学校の耐震化事業についても、これは計画外ではございませ

たが、必要と認められたことにより、実施しております。それから、合併特例債でございますけれども、合併特例債を充当した防災行政用無線の更新事業、これも合併後の新町の一体化を促進するものとして、いずれも財務省からやむを得ない事由として認められたものでございます。

4ページをお願いいたします。4ページには、大変細かい字で恐縮ですが、実績見込値が計画目標値に届かない理由とか、やむを得ない事情について説明した文章でございます。読み上げは省略いたします。

それから、5ページ以降、7ページまでですが、先ほども申し上げましたように、実質公債費比率、それから職員数、それから改善額、いずれも目標値をクリアしていて、累計はaということでございます。

最後に、総括的なところでございます。地方債現在高の縮減につきましては、本町財政健全化計画の最優先課題として位置づけているところでございます。今後も整備コスト、それから維持管理コスト削減のため、さらなる見直しを行い、事業費を圧縮することにより、地方債発行額の抑制を図ることとしております。

また、元利償還金につきましては、交付税算入のない地方債につきましては、代替財源の確保を図り、なるべく借り入れしないことにより、地方債残高の縮減を図ることとしておりますので、今後ともご指導、ご協力をお願い申し上げます。

以上で、平成23年度一般会計予算並びに添付した各資料の説明を終らせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（坂本正紀君） 一般会計予算の説明が終わりました。

ここで、15時25分まで休憩いたします。

（午後3時13分）

○委員長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時27分）

○委員長（坂本正紀君） これより質疑に入りますが、歳入は一括で質問を受けます。歳出は1款から13款まで、各款ごとに順次質問を受けます。質問される方は、挙手と同時に議席番号を告げて、予算書のページを述べてから質問をお願いいたします。あわせて、質問及び答弁は、簡潔明瞭をお願いいたします。

それでは、これより一般会計予算の歳入の質疑に入ります。14ページの1款町税費から30ページの20款町債までを一括して質疑を許します。立花寛子君。

○12番（立花寛子君） ページ数は14ページです。14ページの1款1項2目法人税についての質問です。法人税を払っている事業者は何件でしょうか。現在、政府では、法人税を5%引き下げようという考えを広げておりますが、当町への影響額はどの程度なのでしょう。あと、数点ありますので、1点目の質問です。

○委員長（坂本正紀君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） お答えいたします。

当町で、法人税割を納付している法人は278法人のうち、96法人でございます。

税制改正による影響でございますけれども、実効税率に5%、実質30%の法人税率を4.5%引き下げた場合に、法人の税割が下がることによって、町の法人税も下がります。大体法人税割が1,250万円ですので、それに乗ると金額がおおよそ56万円の減収となります。ただし、税制改正におきまして、市町村に影響がないように、減額の部分を補てんするという事で、たばこ税の引き上げを案として挙げております。現在、1,000本につき4,618円ですけれども、これを5,262円に上げると。そうすると、644円上がると。現在の南部町の売り渡し本数見込みでございますけれども、大体1,198万6,000本、その率を掛けますと770万円のたばこ税が増収になる見込みであります。したがって、差し引きでいきますと710万円ぐらいプラスになる、現在の案ではそういう状況になっております。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 私は、大企業と言われる企業には、応分の負担を負っていただくことこそ地方財源を豊かにするという考え方に立って、この質問をしているわけではありますが、それでは、誘致企業と呼ばれている企業は何件あって、そちらからの税収はどのぐらいになっているのでしょうか。



また、これは大企業といわゆる民間の中小企業は同じ負担を負わせるものではないという考え方から、中小企業に対する国からの支援策もさまざま出ているというふうに聞いておりますが、そういう情報なり、相談窓口はどういうところになっておるのでしょうか。

また、地域の皆さん方はそういう相談窓口を利用されているのかどうか、情報がありましたらお知らせください。

○委員長（坂本正紀君） 商工課長。

○商工観光課長（神山不二彦君） 誘致企業の方の数ですけれども、現在16社あります。その中で県の誘致が5社になってございます。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） お答え申します。

町に対する影響、税額でございますけれども、大体5,000万円ぐらいという状況でございました、税込ですね。そういう状況でありました。

○委員長（坂本正紀君） 立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 中小対策に対する窓口など、答弁はございませんか。

○委員長（坂本正紀君） もう1回お願いします。

○12番（立花寛子君） 中小企業に対して、国もある程度の支援策を打ち出しておるのですけれども、そういう相談窓口になっている場所とか、民間のお店屋さん、そういう情報を地域の商店街の皆さん方は活用されているのかどうか、どちらの窓口なのか、要するにそういう情報を公開されているか、周知徹底されている方法など、どういうところをおとりになっておりますか。

○委員長（坂本正紀君） 商工観光課長。

○商工観光課長（神山不二彦君） 支援策ですけれども、国の方の事業としては、経営改善資金とか、あと商工会が中心になって、窓口になっております。

また、近年不況ですので、補償関係の補償ということでは、町の方で窓口になって対処してございます。

PRにつきましては、広報とか、チラシ等を配布しまして、商工会と一体になってPRをしてございます。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて歳入の質疑を終結いたします。

次に、一般会計予算の歳出の質疑に入ります。31、32ページの1款議会費について質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて1款議会費の質疑を終結いたします。

次に、32ページから48ページまでの2款総務費について質疑を許します。中村善一君。

○8番（中村善一君） 37ページの7目交通安全対策費ですけれども、交通安全協会三地区、去年は91万4,000円でしたけれども、ことしは78万円となっています。いろいろ補助金というのは、上げたり下げたりめり張りがついていきますけれども、この交通安全に対して、町側のとらえ方というのは、どういう状況なのかということをお聞きしたいと思います。町側としては、交通事故に対しての認識が薄いのではないかと。一般減額の項目と同じく比例して、10%なら10%ぱっとやるんですけれども、そういうことはいかかなものかと思っておりますので、お聞きします。

2点目に、交通安全はもう命にかかわることです。ブドウ協会とか、何協会とかというものの補助金とは違って、命にかかわることをどう思っているのか、きょうは命に関して教育長の見解

もお願いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（坂本正紀君） 教育長。

○教育長（山田義雄君） 昨今、本当に生命、それから命、これを粗末にする事件、そういうふうなものがすごく多発しておりまして、最近もあのような3歳児の女の子が殺害されるというようなことで、学校教育の中で、この生命の尊重とか、命、これは道德教育を中心に、以前から行われていますけれども、それでもまだまだそういうふうな浸透が浅いというようなことで、全教育活動として、この生命の尊重、さらには命の大切さというふうなことを日々教育しているところでございます。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 住民生活課長。

○住民生活課長（極壇義昭君） お答えを申し上げます。

減額につきましては、3%減ということで、団体さんの方をお願いしたつもりでございました。

それで、命の大切さということで、町では交通安全対策協議会を開催いたしまして、各方面、警察関係、それから学校の校長先生方、いろいろご意見を聞きながら、町の安全については検討をしているつもりでございます。

○委員長（坂本正紀君） 中村善一君。

○8番（中村善一君） 91万4,000円が78万円が3%ですかね。私は、命ということの大切さを訴えたいと思います。交通事故で10年間に20人死んでいます、南部町で。20人のうちの15人が南部町民です。これだけ死んでいるんですよ。そして、毎年五、六十件は交通事故があります。消防なんかに行くと、私が呼ばれて行くと、いつも町民の生命と安全ということでお願いしますといつも言っていますけれども、火災とか災害のときには一生懸命訓練をしたとおりにやって、最小限に被害をとどめるように頑張っていますけれども、一番気になるのは、士気を下げないということで、やる気がなくなると、どういうことになると、1分1秒を争う火災でも行ってからでもやる気がなければ重大な事故が発生しかねません。もうこれと同じで、10年間で20人も死んで

いるわけですよ。このごろは、五、六十件の事故というのはずっとあるんですけども、事故死というのは少なくなってきています。減っているからといって、ここでやる気がなくなるようなことを進めることは、非常に危険だと思います。このごろの町の方針がどうかかわからないけれども、補助金だけじゃなく、交通安全全般に、わかっているのかどうか、疑問を抱くようなこともあります。ですから、心して万全を期してやってもらうようお願いを申し上げます。

お願いだけだと、答弁になりませんので、どう思いますか、町側の意見をお願いします。

○委員長（坂本正紀君） 住民生活課長。

○住民生活課長（極檀義昭君） 先ほど補助金の減額について、説明が漏れましたけれども、安全協会南部支部の補助金を11万円ほど減らしてございます。これは交通安全パトロール車の車検を団体の方で払っておりましたものを今度町の方で町費で払うということで11万円ほど減額いたしております。

もう一つの件につきましては、十分検討させていただいて、努めてまいりたいと思います。

○委員長（坂本正紀君） 教育長。

○教育長（山田義雄君） 本当に、学校現場でも一番神経を使うのは、この交通安全の登下校の指導であります。まず、これから4月、新入生を迎えて、登下校指導を行い、また安全指導も行いますけれども、本当に学校現場としても、十分各学校に周知徹底してまいりたいと思います。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑、2番、夏堀文孝君。

○2番（夏堀文孝君） 33ページになります。1目一般管理費の19節青森県公平委員会、その下の青森県北方領土返還促進協議会と、それから37ページの6目企画費、19節の負担金補助金及び交付金の中の補正でも出ましたけれども、新産業都市建設事業団、その下の北奥羽開発促進協議会、その下の青森空港国際化促進協議会、この五つの協議会、また団体のこういった役割をしているか、こういった活動をしているか、その辺の中身を教えてください。

○委員長（坂本正紀君） 企画調整課長。

○企画調整課長（坂本與志美君） 37ページの青森県新産業都市建設事業団でございますが、これは青森県と3市5町で構成しております新産業都市に八戸が指定されたときからの団体でございます。現在は、どういう委託事業をやっているのかと伺いますと、県では、六戸の金矢工業用地、それからいろいろ問題がありました八戸の桔梗野工業用地、それからおいらせ町の住宅用地等をやってございます。

それから、北奥羽開発促進協議会というのは、これは青森県三八地域と、それから岩手県北、それから秋田の鹿角、大館、その北奥羽でいろいろ首長が集まって、北奥羽の振興について話し合いをするというふうな会でございます。

それから、青森空港国際化促進協議会、これは青森空港が韓国とか、そういうところへ直行便を飛ばすとか、そういうふうなことの話し合いをする協議会になってございます。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 33ページの方でございますけれども、青森県公平委員会でございますけれども、市町村におきましては、人事委員会というのを設置しなくて、公平委員会というものを設置して、それを県の人事委員会の方に事務を委託してございます。その負担金でございます。

青森県北方領土返還促進協議会につきましては、年に1回会議を開催しておりまして、協議会の方に青森県全市町村がこれは入っている会議でございます。

以上でございます。

○委員長（坂本正紀君） 夏堀文孝君。

○2番（夏堀文孝君） 金額は1万円とか、5,000円とか、そういう大したことはないと思うんですけれども、その事務経費、また、協議会に参加する出張経費、そういうのを入れると若干ふえてくるのではないかなと思うんですけれども、昨年度の決算委員会のときにも迷ヶ平の森林観光協会開発協会、さまざまちょっと質問したんですけれども、さまざま見ていますと、協議会、団体への負担金、補助金やっているみたいですが、はっきりいって必要ないものが、必要

ないものと言え失礼かも知れないですけども、参加する意義が余りないものというものも結構あるのではないかと思います。ずっと、予算書を前年、前々年見ていきますと、同じ負担で、同じ項目でずっと書いてある。そういったことについて、理事者側はもう北方領土とかというのは、国レベルで考える問題でしょうし、北奥羽の云々かんぬんというのも、ちょっと我が町がどこまでかかわっていけばいいのかという、そういう部分が果たして、ちょっと疑問に感じるんですよ。そういうところの理事者側の見解を聞かせていただきたいと思います。

○委員長（坂本正紀君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） ご指摘の協議会等もあるかも知れませんが、そういうことも精査しながら、今後進めてまいりたいというふうに思っています。

○委員長（坂本正紀君） ほかに、川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 私は、障害者の町による雇用ということをお聞きしたいと思うんですが、この総務の欄でお伺いした方がいいか、どこでお伺いしたら、まず総務のところでも……。ページ数ですか。

○委員長（坂本正紀君） 議案のページ数とか、その関連で質問してお願いします。

○13番（川守田稔君） 関連として質問したんです。よろしいでしょうか、今質問して。

○委員長（坂本正紀君） はい、どうぞ。

○13番（川守田稔君） 企業であれ、自治体であれ、障害者を雇用しなさいよという枠が義務づけられているというのか、その指導の範囲なのか、どの程度なのかはちょっと私はその強制力のことはわからないんですけども、たしか100人を超えたら4人か5人ぐらいという枠が示されているはずですよ。そうすると、南部町の場合は200人ぐらいの職員がおるとすれば、そうすると8人ぐらいの雇用の義務があるといいますが、公であるならば、その社会的な手本を示すという形では責任があると思うんですけども、詳しい人数については私もあれですから、そこは間違っ

ていたらご指摘ください。ただ、何人であれ、障害者枠という形で雇用が確保されているのかどうか、とりあえず実態を伺いたいと。

○委員長（坂本正紀君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） うちの方の職員の割合でいきますと、3人というふうになってございまして、今3人に達していない部分がございますので、県の方からは指導を受けている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 一口に障害者といっても、身体障害者もおれば、精神的なハンディキャップを持っておられる方ですとか、例えばこのごろですと、てんかんを持っておられる方はまた別枠でこう考えるような何かそういった風潮があるようなんですけれども、一言で障害者っていってしまえば、いろいろな性質があるものですから、一概には言えないとは思うんですけれども、障害者一人一人がそれぞれの特性があってということを前提に考えないと、雇用というのは考えられないような状況があるかと思うんですけれども、しからは、役場の中の事務なり、労務なりというのに、どの程度障害者の雇用というのが適しているのかどうか、また、そのことによって、事務手続に障害があったりとかというような、そういう議論もされなくちゃならないと思うんですけれども、どのようにお考えなんでしょうかね。

○委員長（坂本正紀君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 障害の程度もたしか決まっているはずでございますので、障害者手帳一級、二級の方々、障害の程度、外から見てわかる方、また内部にペースメーカーとか入れている方とか、いろいろありますし、車いす等の方ということも歴然として障害者だとわかる方もあるかと思えます。そういう方々でも、事務的な、一般的な事務等に関しましては支障がないというふうに基本的には思っております。能力さえ、試験さえ受けて通れば、そういうふうに通っておりますので、これからも努力してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて2款総務費の質疑を終結いたします。

次に、49ページから59ページまでの3款民生費について質疑を許します。立花寛子君。

○12番（立花寛子君） まず最初に、ページですけれども54ページの3款2項1目20節扶助費の中の乳幼児医療費1,536万円についての質問です。

まず、どのような内容になっているのかお知らせしていただき、病院窓口での支払いはしなくてもよい制度であったのかどうか、お聞きしたいと思います。ご回答をいただく前に、まず、当町でも県に対しましても、乳幼児医療費の助成制度をつくられているということに対しては、大変うれしく思っているものでありますが、その拡充を訴えるために質問させていただきました。答弁をお願いいたします。

○委員長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

この制度は、乳幼児医療助成事業というものであり、対象者は就学前児童ということになりますが、3歳以下の児童は無料ということになります。4歳以上の就学前児童は月の通院費が病院の窓口で支払いするのが月額1,500円を超えた分は支援の対象になると。それから入院した場合は1日500円かかりますよという一部負担がございます。これは行政では償還払現物給付という言葉を使っておりますが、窓口で一たんお支払いしていただいて、その後、領収書で精算をするという償還払い制度を使っております。そのために扶助費になっております。

償還払いをなぜするのかという部分では、所得制限がございます。それから、1カ月1,500円の負担金等が出るということで、償還払いという形になっております。無料の方は、3歳以下の子供は窓口では無料ですから、現物給付ということになります。

今後の拡充をお願いするということがございました。町長は一般質問の際に、子育て支援等を総括的に検証し、見直しをするといった部分があったのですが、これらの制度に関しての拡充もその部分で検討されるものと思っております。試算までは行かなかったんですが、中学生まで医



療費の無料化を検討したいということで担当の方とは協議しております。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） ほかに、12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 今、中学生まで医療費拡充したいというとても素晴らしいご答弁がありましたんですが、これは所得制限ありになさるのか、また、所得制限がなければ病院窓口の支払いを無料にするということも可能なのでしょうかけれども、その辺はやはりまだまだ検討課題ということなののでしょうか。いつごろまでにその全体のプランができ上がるのか、住民の皆さんにはどのように周知徹底なさるのか。

また、県に対してもその制度の助成ということで、お訴えになるのか、ご答弁をお願いいたします。

○委員長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 拡充に関しましては、職員提案ということで、まだまだ今後どういうふうになるか財政と協議しなければならない部分もございます。

また、同じく財政にかかわる部分でございますので、所得制限及び一部負担金も今後の検討課題となり、いつごろというものはプロジェクトというか、検証、見直しを始めたのが平成22年度の1月ごろからでございますので、まだまだ時間を要するというので、当初予算は現制度のまままで計上した次第であります。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 大変よい職員提案を聞かせていただきました。実現の方向でご努力されるようによろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） ほかに、川守田稔君。

○13番（川守田稔君） ぎょう虫検査というのがあります。55ページですね、役務費ですね。

ぎょう虫検査をやられまして、ぎょう虫というのは出てくるものなののでしょうか。どうなんでしょうか。

○委員長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 前の議会でもご質問いただいております。ぎょう虫検査は、検査はしておりますが、ぎょう虫の発症というものはないというように報告を受けております。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○13番（川守田稔君） ぎょう虫に限らず、最近シラミですとか、シラミ結構あるんですよ。ふえているんですよ。ふえているというか、いろいろな幼稚園だとか、保育所で瞬間的に流行したりして、なかなかシラミがわいたとか、ぎょう虫がわいたとかというのは、何というか、恥ずかしいことなのかと思うようでして、何かいろいろと隠そうとするんですね、現場は。それで、シラミに限らず、南京虫とかも北上してきています。それで、盛岡あたりまで南京虫が来ているという報告とかがあるんですけども、そういったことというのは、何とも隠そう隠そうという力が働いて、闇から闇へ解決したらそれでめでたしめでたしって思っておられるんだと思うんですけども、例えば、こういったものの管理ですとか、予防というのは、逆に広く情報を皆さんに公表して、そうやって対処していかないと、広い範囲でのコントロールが無理になるんだろうと思うんですよ。ここの施設で解決したけれども、その種が何かそっちに行って、また順ぐり順ぐりになかなかいつまでたってもなくならないというような現象がシラミに関してはここ七、八年、10年近く続いているのかと思います。

ぎょう虫がどうなのか、実態がどうなのかわかりませんが、砂場の清掃業務というのがこの次の56ページですか。あるじゃないですか。これは猫ぎょう虫ですとか、犬ぎょう虫対策なのかなと思いますけれども、こういったことは、ないとは思いますが、隠すようなことはあんまりなさらないように施設施設はちゃんと別に今どきの生活環境の中でシラミがわいたからって、不可抗力的なことがあるわけで、恥ずかしいわけでもないわけですから、ぎょう虫に

関してもそうです。私の友だちの子供さんたちが虫下しを飲んでいました。「有機栽培なんだよ、うちのキャベツは」みたいな感じで、そうやって飲んでいるんですよ。だから、決して恥ずかしいことでもないの、もっとオープンな感じでこういった管理はなさっていただきたいというのが希望でした。

○委員長（坂本正紀君） これはお願いですか。

○13番（川守田稔君） お願いします。

○委員長（坂本正紀君） 答弁はよろしいですか。

○13番（川守田稔君） いいです。

○委員長（坂本正紀君） 2番、夏堀文孝君。

○2番（夏堀文孝君） ページ数は56ページです。2目の保育所費の13節委託料、広域入所運営7,945万2,000円、これは町外の保育所に通っている方々に委託料という形で出していると説明を聞いたんですけども、これは実際に何名ぐらい町内の子供さんが町外の保育所に通っていらっしゃるんでしょうか、わかりますか。

○委員長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

広域入所は、私立が15施設に61名、公立が4施設に11名という人数でございます。人数でよろしいでしょうか。

○委員長（坂本正紀君） 2番、夏堀文孝君。

○2番（夏堀文孝君） そうすると全部で72名の子供さんが町外に通っていらっしゃるということで、今保育所の入所率が90%ぐらいでしたよね。そういった中で、まだあきがある状態で町外

の保育所に通っている子供さんがある。さまざま理由があると思うんですが、例えば親御さんが町外に仕事に行くついでに町外の保育所、近い方に入れていたというような方々もいらっしゃると思うんですが、そのほかにも、ちらっとお聞きしますと、やはり公共でやっている保育所は開所の時間が短い。また、対応等に若干問題がある。そういったことも耳にしますけれども、そういった理由で町外に入れていたという親御さんもいるように感じられますが、そういったところの現状の把握というのはしておりますか。

○委員長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 広域入所、私立、公立問わず入所に関しましては、当町が例えば八戸市に入所を希望した児童に関して、八戸市に委託をするという契約を結ぶわけでございます。その際に、入所要件を確認して、当然保育所の保育に欠ける要件、それから保育所に入れなければならない要件等を満たしているわけで、勤務の都合というものが一番多いでございます。また、八戸市内には、2カ所の障害児教育に重点を置いている保育所がございまして、平成22年度は1名の利用があったと記憶しておりますが、そういった理由があって委託をしているのであって、朝の時間とか、保育所の対応がいい悪いという部分では申請理由等には記載されておらないという状況でございます。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 2番、夏堀文孝君。

○2番（夏堀文孝君） 例えば理由を聞かれたときに、南部町の保育所の対応が悪いからよとかって話は、まずしないと思います。勤務地がどうのこうのとか、そういう理由になるかと思えますけれども、実際問題として、中身の話を聞いてみますと、そういった理由も結構あるように聞いております。そういった部分をやはりちゃんと吟味して、サービスを向上させる。町長のお話しにもありますとおり、子育て支援、これから拡充していく中で、やはりそういった開所時間、また土日の休日の開所とか、そういう部分も加味して、子育て支援の方にも取り組んでいただきたい。そういうふうに切望いたします。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて3款民生費の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。日程では、7款までの予定でありましたが、以上で本日の予算特別委員会は終了いたしたいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

なお、3月10日は、午前10時から引き続き委員会を再開いたしますので、よろしく願いいたします。

---

#### 散会の宣告

○委員長（坂本正紀君） 本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

（午後4時09分）

南部町議会予算特別委員会会議録（第2号）

平成23年3月10日（木）

出席委員（18名）

2番	夏堀文孝君	3番	沼畑俊一君
4番	根市勲君	5番	松本陽一君
6番	河門前正彦君	7番	川井健雄君
8番	中村善一君	9番	佐々木勝見君
10番	工藤幸子君	11番	馬場又彦君
12番	立花寛子君	13番	川守田稔君
14番	工藤久夫君	15番	坂本正紀君
16番	小笠原義弘君	17番	佐々木元作君
18番	東寿一君	19番	西塚芳弥君

欠席委員（2名）

1番	工藤正孝君	20番	佐々木由治君
----	-------	-----	--------

説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	坂本勝二君
総務課長	小萩沢孝一君	企画調整課長	坂本與志美君
財政課長	小笠原覚君	税務課長	八木田良吉君
住民生活課長	極檀義昭君	健康福祉課長	有谷隆君
環境衛生課長	中野雅司君	農林課長	中村一雄君
農村交流推進課長	福田修君	商工観光課長	神山不二彦君
建設課長	西野耕太郎君	会計管理者	庭田富江君
名川病院事務長	佐藤正彦君	老健なんぶ事務長	麦沢正実君
市場長	佐々木博美君	教育長	山田義雄君
学務課長	庭田卓夫君	社会教育課長	工藤重行君
農業委員会事務局長	坂本勝君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	田辺弘治	主	幹	板垣悦子
主査	秋葉真悟			

---

## 開議の宣告

○委員長（坂本正紀君） ただいまの出席委員数は17人でございます。定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を再開いたします。

（午前10時01分）

---

○委員長（坂本正紀君） 本日は、3月7日に引き続き、一般会計第4款より進めてまいります。一般会計が終わり次第、本委員会に付託されました議案第4号から議案第22号までの平成23年度南部町特別会計予算19件を審議いたします。

議事の進行につきましては、各位のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

---

## 議案第3号の質疑（歳出4款～13款）、討論、採決

○委員長（坂本正紀君） 59ページから65ページまでの4款衛生費について質疑を許します。立花寛子君。

○12番（立花寛子君） ページ数は63ページです。4款1項8目13節健康対策費の委託料、健康診査業務についてであります。健診について、数年間の健診率はどうなっているのでしょうか。

また、メタボ検診についてであります。検診率が低いと不利益な点があると記憶しておりますが、この点はどうなっておるのでしょうか。

また、現在はメタボ検診を行っているわけですが、住民健診との大きな違いはどのようなところが挙げられますか、まず1点ご質問いたします。

○委員長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。



まず、住民健診率に対して、ご質問がございましたので、お答えします。特定保健指導の方の指導率になりますけれども、平成20年度では動機づけの指導が13.4%、平成21年度には63.5%、平成22年度においては85%を予定しております。この保健指導に関しましては、受診後6カ月を要して指導を要するものがございますので、年度をまたがってくるということがございます。それによって、なかなか指導率は把握できないんですが、現在は85%の指導率となっております。特定保健指導の中では、平成24年度までには45%を目標としないといけないということがうたわれております。

また、特定保健の受診率になりますが、こちらの方は今現在は43.4%という健診率となっております。こちらの方は平成24年度までには45%を目標としないといけないと定められております。

メタボの受診率及び指導率によってペナルティーが課されるということが一時取りざたされておりました。これは平成24年度までに、先ほど申し上げました保健指導率の目標率を達成しない場合は、国保に対する交付金等をペナルティーとして減額、もしくは指導率を達成すると増額という部分でのペナルティーという形のものが公表されておったわけですが、国保の広域化支援方針を策定した際に、この件は全然大きくうたわれていないので、ペナルティーはなくなると思われております。もし、このペナルティーが課されると、国保でいうところの後期高齢者支援金、こちらの交付金、支援金が歳入にあるわけですが、平成23年度の予算状況では3億4,397万円程度を見込んでおりますが、このペナルティーによる加算減算は10%程度と、もし最大減額された場合には、当町には3,400万円程度の減額があったわけですが、このペナルティーはなくなるものと思っております。

また、住民健診と現在の特定保健指導の違いというご質問ですが、大きなところでは今までは住民健診と題しておった場合は、町民全体の町民全員が住民健診の対象者となっておりますが、特定健診制度になった場合には、国保に加入している方という言い方になりますが、保険者がそれぞれ被保険者の加入者に対して健診を行うこととされたのが大きな違いであります。また、後期高齢者医療制度が実施されておりますので、対象者は40歳から75歳未満、75歳に到達するまでの年齢の方が特定健診の対象者となると、75歳以上は後期高齢者の健診の対象者となるというふうに分かれたところが大きな部分でございます。

さらに、住民健診の際には、町民30歳以上というところが先ほど特定健診になった場合は40歳以上となったわけでございますので、30歳の方が特定健康診査から外れるということになっております。制度上は。ただし、当町におきましては、30歳から健診の対象者として町の単費で30歳から40歳未満まで健診を行っているというところでございます。

以上で終わります。

○委員長（坂本正紀君） 12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 今、国保加入者で40歳から45歳未満の方がメタボ検診の対象者であるけれども、当町では30歳から対象年齢を拡大しているということは大変すばらしいことであります。それで、今お聞きしますと、やはり住民健診との違いは、現在は国保加入者のみということでありまして、会社に勤めている方は対象外になるわけですが、そこで問題にしたいことは、いわゆる20代の若者の健康管理が町としてできにくいということが挙げられると思います。会社に勤めているとはいえ、その会社でどういう検診をなさっているのかは、その会社の裁量に任されているようなところがありまして、検診といっても、採血がない、そういうやり方をしている業者もあるようで、この20代の若者の健康管理はどのようになさったらいいのか、お考えがありましたらお聞きしたいと思います。

また、国保加入者以外の方で、一度も会社でやられない方もおられるかも知れませんが、その方々の健康管理はどのようにすればいいのか、やはりメタボ検診になってから、住民全体の健康管理ということは薄くなっているということが問題なのですが、町民全体の健康管理ということになりますと、どういうことが考えられるのかお伺いしたいと思います。

○委員長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

会社での健診ということにつきましては、平成20年度に特定健診が施行された際に、保険者の責任ということでその会社によって加入している保険者が健康指導を行うということになります。この健診をきっちり執行しないと大きな病気になり、その保険者が多大なる医療費を払うということになりますので、それを防ぐために、保険者が責任を持って自分の会社の社員の健康管理をするということになっております。国保の加入者以外の町としての指導という部分では、がん検診等は、どなたでも、20歳以上では加入保険にかかわらず受診できるわけでございます。その際に、いろいろ健康管理についても相談等を受けることができると考えております。国保へ入っている方への指導は、この特定健診の指導の際には、確かに先行しておりました。社会保険の方はおくれていたという経緯がございました。質問は、私は会社に勤めているんですが、私の扶

養者はどこで健康診断を受けたいのかという問い合わせがかなりありました。ただ、平成22年度に入っては、もう大分周知されて、そういった問い合わせはなくなったものと思っております。以上です。

○委員長（坂本正紀君） ほかに、12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） ご答弁ありがとうございました。

まず、この健診などについては、三戸郡でも結構進んでいるというような感触を受けて、大変うれしく思っておりますけれども、この特定健診の自己負担額、これは30歳から69歳までの方、1,000円となっておりますが、これをせめて半額などにして、もう少し効率よく健診率を上げられるのではないかなと思います。無料のところもありますので、その点を何回も出してきたわけですが、引き下げのご意思はございませんでしょうか。

○委員長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 一般質問の際にも同じようなご質問があったと記憶しております。今現在はこのままの制度で実施したいと思っております。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。5番、松本陽一君。

○5番（松本陽一君） ページ数は64ページの4款の2項12節になりますけれども、不法投棄の処理手数料というようなことで10万1,000円の予算を計上してございますけれども、これはどのようなものを処理する内容なのか、その辺をお伺いしたいと思います。うちの方へ来ますと、非常に山間部ですので、不法投棄というようなものが非情に多いわけですが、そういうふうなものを発見した場合には、それらを処理するということで考えてよろしいのかお伺いしたいと思います。

○委員長（坂本正紀君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（中野雅司君） お答えをいたします。

ごみの不法投棄につきましては、県の方から委嘱されました監視員がございまして、監視員の方々が毎月定期的に町内を巡回して、報告をいただいております。その報告に基づきましているテレビとか、冷蔵庫とか、いろいろ家電製品、あるいはタイヤ、消火器等、いろいろ投棄されているものを関係のその取り扱いの業者の方に処理をお願いしているところでございます。

○委員長（坂本正紀君） 13番、川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 先ほどの立花議員の質問を聞いていて思ったのですけれども、健康診断、健康診断の前の日といいますと、大体皆さんお酒は控えて、油物を控えたりとか、暴飲暴食というのを控えて、割とさっぱりした体で健診を受けに行かれると思うのですけれども、本当の健康管理の立場、観点からすると、実はそうじゃなくて、普段どおりの生活して、普段どおりのそのままのあれで健診を受けに行くべきではないのかなと常々思っているのですけれども、これはどういうものなんでしょうか。健康診断ということで考えると、そういうのはどうなんでしょうか。

○委員長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

健康診断の前には、9時以降は飲食物をとらないようにというような部分があるのを記憶しております。これらは、胃の検査等に関しては胃の内容物等が残っているとレントゲン等で異物が映るため影響があるもので、完全に消化される時間を勘案したものと想定しております。

また、アルコール等についても同じことでありまして、正常の状態での検査が最適の検査の状態であるということを勘案したものと思われまます。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 前日だけ、前日に関してはそうなのでしょうけれども、1週間ちょっとお酒を断ちましようとか、そういった人たちが結構います。3日、4日だったり、1週間だったり、そういうふうにして、優等生な成績とって、検査結果いただいて、果たしてそれが本当

に個人の健康管理の指標になるのかということ、どうなのかなと考えますし、しからは、根本的に健康診断をやることよっての費用対効果というのがどういうふうになるのか、どういふ考えでこいう事業として進めていらっしゃるのか、ちょっと聞きたいと思ひます。

○委員長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 健診等はいくまでも早期発見につなげて、重症化を防ぐという大前提がござひます。これで早期発見をして、医療費等の抑制を図るといふものが一つの目的になっておひます。結果としてどうかといふことに関しましては、すぐ結果が出るわけではないと思ひておひます。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ござひませんか。2番、夏堀文孝君。

○2番（夏堀文孝君） ページ数は61ページ、3目の予防費の13節委託料、各種予防接種の部分でござひますけれども、これは肺炎球菌ワクチンとヒブワクチン、子宮頸がんワクチンなどが各種といふことだと思ひますけれども、1月の補正予算の臨時議会のときに、この3種を全額を補助といふことになりましたけれども、先日の報道等で、小児用肺炎球菌ワクチンとヒブワクチンの同時接種により、熱が上がった事例、また残念ながら5名の方が確認されている段階でお亡くなりになっているといふ状況があります。当町ではそいう事例の報告があるのか、また、現在その対処はどのようにしているのか、質問いたします。

○委員長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

新聞、テレビ等でヒブワクチン、それから肺炎球菌ワクチンの接種された乳幼児等の死亡が報道されている次第でござひます。また、これに対しまして、当町では3月5日10時に、契約している医療機関すべてに、5医療機関ですが、こちらの方に連絡をし、厚生労働省の指示に従ひまして、予防接種を中止しているといふ状況でござひます。3月8日に、厚労省の方で検討会等を開いて、その後の継続するか、どうするかといふ判断を会議で諮ったわけですが、結論が出なか

ったという報道、通知を受けております。その結論が出るまではおよそ2週間という日数を出しておりますので、当町も2週間の予防接種を中止するという事で考えております。

また、臨時議会で承認を受けまして、2月1日から予防接種を開始してまいりました。当町の場合は、平成22年度は3歳児、4歳児に対して予防接種をするということで対象者にはご案内を申し上げている次第でございますが、その中で、今現在、予防接種の終了した人数は肺炎球菌ワクチンを34名、ヒブワクチンを35名の3歳児、4歳児に接種したという報告を受けております。それらの健康被害はないという状況であります。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。4番、根市勲君。

○4番（根市勲君） 63ページの狂犬病予防注射業務、これは届けた犬だけにしているものか、まず5頭ある中で1頭に注射だけしているものか。

それと、あと冬なんかはふんが多く見られるんですよ、それをどう考えておられるのか。

あとは犬ばかりじゃなく猫もすごくふえて、人間ばかりじゃなくて、猫が玄関の戸を開けて入ってくる例もございますので、その辺もどのように考えているかちょっと……。

○委員長（坂本正紀君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（中野雅司君） 犬の狂犬病の予防注射の接種でございますが、これは登録されている方々に通知いたしまして、やっておりますが、そのほか広報等を通じまして、新たに犬を飼っている方々にも周知するようにしてございます。何頭かまとめて犬を飼っている、そういう方々もございますが、すべての犬が対象となりますので、お願いいたします。

それから、犬のふんにつきましては、定期的に広報とか、広報無線等でも犬の飼い方、放し飼いとか、散歩のマナー、それらについてお願いをしているところでございます。

猫につきましては、これはちょっと今のところ対応はしてございませんので、飼い主の方々にひとつお願いをするという形になろうかと思っております。

○委員長（坂本正紀君） 根市勲君。

○4番（根市勲君） 保健所の方でも猫はだめなものですか。

○委員長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

健康福祉課に、住民から相談がございまして、猫屋敷等があるということで、その猫をどうしたらいいかという相談を受けた際には、保健所にお持ちくだされば、保健所で管理、処理するという回答をいただいております。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） これにて4款衛生費の質疑を終結いたします。

次に、65ページから66ページの5款労働費について質疑を許します。14番、工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） この委託料で2,986万、企業提案型新技術開発研究推進事業ということで、予算がのっておりますけれども、これはどういう事業をやって、どういう効果を期待してやるか、具体的に詳しくちょっと説明をお願いします。

○委員長（坂本正紀君） 商工観光課長。

○商工観光課長（神山不二彦君） さきの議会にも予算をとるときにご説明もしましたけれども、新たな緊急雇用対策事業の一環でございまして、ふるさと雇用という項目がございまして。これは前に商工観光費の方にとっておりました。そこで、ちょっとご説明をしたんですけれども、今回労働費の方にとるのが適切であろうということで、労働費の方に予算をとらせていただきました。これが緊急雇用ということで、雇用の拡大が主目的でございまして。ただ、その手段といたしまして、新たに新技術型の企業が開発等を目的としまして、それに対して予算をつけるというような形でございまして。委託する形なんですけれども、委託する業者の技術を活用しまして、いろいろな商品等を開発するというところでございまして。現在は名川製作所の方で、ユビキタスモジュール・フォトフレームの方の開発に取り組んでございまして。

それから、一部企業という形でございましてけれども、みなし法人も適用になる一例もございまして。あるいはまた企業の製造業等にかかわらず、特産品等の開発にも適用になる場合がございます。

ますので、そういう形を広く広報等で相談を受けているところでございます。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） 2,900万円という数字は少ない数字じゃないということと、事業費に恐らく県から大分来ると思うんですけども、今の説明だと雇用が何人ふえて、この町に対して売り上げが何ぼふえて、利益が何ぼ出はったか、何ぼバックが期待されるとか、その辺がないと、余り費用対効果という観点からいけば、ただ、国からこういう事業で金が来ますから、やりますという説明だとちょっと私も理解できないところがあるものだから、その辺をもう少し詳しくお願いしたいということと。

それとついでに名川の訓練校が残念ながら解体してなくなると。生徒が少ないからだと思うんですけども、あそこを解体して、今までのような訓練をする場所がなくなるわけですけども、何か建築組合とか、そういう団体からは、特別その後の要望とかはあるのかないのか。そこらあたりです。

○委員長（坂本正紀君） 商工観光課長。

○商工観光課長（神山不二彦君） さっきの緊急雇用の関係なんですけれども、現在、このふるさと雇用の関係では、全部で17人ですね。平成21年から始まっています、21年、22年、23年度までの事業でございます。ふるさと雇用に関しては27人、それからふるさと雇用の枠とは違いますが、緊急雇用創出対策事業費補助金というのがございまして、こちらは商工観光費の方にとってでございますけれども、そちらの方で平成21年度、22年度、23年度計で69人の雇用を見込んでございます。できるだけ地元雇用ということでお願いしてございまして、広く、町道の管理事業から、体力づくり、健康増進公社の事業とかの関係まで、7課が取り組んでおりまして、現在町内環境の整備とか、体力づくりの増進が図られたものと認識してございます。

それから、もう1点、職業訓練校の方の関係なんですけれども、臨時議会について条例の廃止をご承認いただきました。それで、その中でもちょっと触れたんですけども、もう職業訓練校に入学する生徒がいらないということで、やむを得ないということで、建築組合、それから管理組合の方からご連絡をいただきまして、委託を解除してございます。これからの利用法についてい



ろいろ相談したんですけれども、ちょっと組合の方では考えがないというお話しでした。ただ、用地が町内会のものになっておりますので、町内会の方でいろいろな活用を考えていただければと思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） これにて5款労働費の質疑を終結いたします。

次に、66ページから75ページまでの6款農林水産業費について質疑を許します。12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） ページ数は69ページなのですが、6款1項4目19節稲作振興費の負担金補助及び交付金の米所得補償支援事業349万2,000円についてであります。どういうところから考えられた事業でしょうか。どのようなやり方の支援を考えておられますか。

また、周知徹底はどうおやりになるのか、質問いたします。

○委員長（坂本正紀君） 農林課長。

○農林課長（中村一雄君） この事業は、米戸別所得補償事業のうち、生産に要する費用部分を補償するものでございます。面積が174.56ヘクタール、10アール当たり2,000円を労働単価として加算するものでございます。労働費は戸別所得補償制度でいきますと80%見えていますので、その中の残りの20%のうち、5%、4分の1を想定いたしまして、加算するものでございます。10アール当たり2,000円ということで、先ほど174.56ヘクタールと申し上げましたけれども、それを掛けますと、349万1,200円になります。過去5年間の平成14年度から20年度の費用の5年間の平均を積算いたしまして、2,000円という金額をはじいてございます。それを町独自の支援策として行うものでございます。戸別所得補償の方ですね。

周知の方法は、全戸にやっぱり米をつくっている農家に全部周知していきたいと思っております。今も平成23年度の実施計画書を受付しておりますので、きょうまで、とりあえず受付しておりますので、その際にも周知はしてございます。説明をしながら、全部各農家の方から実施計画書をと

りまして、それに基づいて説明は周知してございます。また、これから6月までこういう実施計画書の受け付けがまだまだ続いていきますので、平成23年については、米の作付け全農家を主体としてPRしていきたいと思っております。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 町独自の予算ということで、大変うれしく思います。ぜひ有意義に使っていただけるように、宣伝のほどをよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○委員長（坂本正紀君） 13番、川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 72ページ、達者村役場設立に関してお伺いします。

町長の提案理由の説明の中で、達者村のNPO化になるような文言が言われたように思っていましたけれども、これはどういう形で、どういうふうな事業で、事業主体はどなたが、例えば法人化するのであれば、事業主体はだれになるのでしょうか。

それで、役場といいますと、役場はどのようなふうな設定で、どこに置かれるのか。

それから、全体像をちょっと説明していただきたいと思っております。

○委員長（坂本正紀君） 農村交流推進課長。

○農村交流推進課長（福田修君） お答えいたします。

達者村役場設立・運営強化事業とは、達者村づくり委員会、37名で組織しておりますけれども、その中で議論、協議して策定された達者村振興計画の中で、核として位置づけられているNPO法人設立になることですが、昨年暮に開催された達者村づくり委員会で、達者村事業、すなわち町内のグリーン・ツーリズム事業の実施に当たり、そろそろNPO法人、達者村役場を設立して、事業展開をした方がいいのではないかという意見が出されましたので、民意を反映して、NPO法人化に取り組むことになりました。町は、その計画の中では、NPO法人設立に対して支援を行うということとされております。そのことから、行政で行った方が効果的な事業、それから、民間が行った方が飛躍的に発展する事業等、いろいろ仕分けを行いまして、さらなるグリーン・ツーリズム事業の発展を図るために、今回は調査研究、勉強会を実施するための事業です。

事業費の50%を県の創意と工夫が光る元気なあおもりづくり支援事業の補助金を見込んでおります。

それから、達者村づくり委員会のメンバーもNPO法人について、勉強する機会も含まれておりますし、現在の事業と更なる事業とNPO法人化として取り組める事業全般について検証するものでございます。また、NPO法人達者村役場とは、仮称でありまして、設立年度、それから役場の場所、規模、それから社員数と具体的なことは、まだ何も決まっていない状況で、これから調査研究してもらうということで、今後その検証の中で、あらわれてくると、そういう形になってくると思われます。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 13番、川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 今の説明を伺っていますと、達者村をNPO法人という形態に立ち上げるという必然性がよくわからないんですよ。ご存じのように、NPO法人というのは、非営利活動が建前であって、それで、NPO法人法の玉虫色なところだと私は、私なりに解釈するんですけども、活動を支えるための収益事業もやっていいですよという枠の中で、規定されていますよね。ということは、NPO法人にした方が有利な事業展開ができるからNPO法人にするんだというのを選択するんだというのが正しい姿勢だと思うんですよ。場合によっては、農業生産法人でもいいし、株式会社でもいいし、合弁会社でもよかったり、いろいろな形態、組合でもよかったり、その目指す事業の一番最適なスタイルを設定すればいいことだと思うんです。それで、今のご説明を聞いていますと、何が何だかまずNPO法人ありきみたいな、NPOをつくりましたよみたいな、そういうところからそういうふうに分かたんですけれども、実際NPOにしてみたらよかったけれども、これは本当は株式会社の方がよかったんじゃないですかとか、そういうところから法人設立してからそういうことを勉強するんじゃないかと、そういうことを勉強してから法人を立ち上げるという方が、法人立ち上げましょうというのはそういうことじゃないですか。ですよ。だから、何かNPOという文言が踊っているのか、浮かれているのか、そういうふうには言いたくありませんけれども、今の説明を聞く限りでは、これからは勉強しますとか、いや、勉強をしてからつくって運営したらどうですかって、ボランティアといえども、人件費も発生すれば、諸経費も発生すれば、収益事業に関しては税金もかかりますよね。余り払ったという人は聞いたことありませんけれども、そういうものですよ。ですから、ちょっと順序が

違うのではないのかなという印象が一つ。

それから、町がやった方がいい仕事、民間がやった方がいい仕事、それは当然あるわけですよ。ただ、それを町でやる達者村、NPOとしての目指している法人としての達者村、それをその二つに分けて運営するということは、ともすると、達者村に対してダブルスタンダードを設定してしまうことにはならないのか。じゃあ活動資金の財源はどこなんだろうと。ここに500万円とありますけれども、すごく恵まれた待遇でスタートするNPOなわけですよ。それならばもっとちゃんと責任ですとか、その立ち上げに対して、町で援助するのであれば、ちゃんとした責任の明確化というのをちゃんと設定する必要があると思うんですが、どうでしょう。

○委員長（坂本正紀君） 農村交流推進課長。

○農村交流推進課長（福田修君） 先ほどの説明の中で、大変説明不足だったと思います。この500万円の事業費は、達者村役場としてNPO法人を立ち上げていくということ、その事業をいろいろ検証しながら、そのNPOとしてやっていった方がいいのか、それとも今までの方がいいのか、その辺を取り組んでいく事業、先ほど言いました収益事業等も当然出てくるわけで、今はサクランボとか、いろいろな果物を中央の方に行って、売るとか、やりたい部分があるんですけども、その辺を町でやっているところがあって、なかなか思うように進んでいない。そういう部分をNPOとしてやっていけば収益事業にも拡大していけるのではないかと。その辺を委員の方々もそうですし、私もそうですし、いろいろNPO法人というものはどういう事業ができて、どういう事業を展開していったら、より発展できるか、その辺を勉強するための今回は調査費という形の予算なんです。

NPOをいろいろ立ち上げてきている方々から意見を聞いて、そのNPO法人として、この達者村事業を進めていった方がいいのか、その辺をちょっと検証してもらおうと。これは達者村事業、役場として事業展開できるよと。それをやることによって、雇用がどれくらい生まれて、どれくらいの収益が出て、非営利法人ですので、そんなに儲けるわけにもいきませんし、ですから、社員の方々に還元していったり、その辺で社員の数をふやしていけて、町で臨時職員なんか採用して、管理している部分を逆に指定管理として受けて、そういうふうなやつも事業展開できていけるのかと、その辺をちょっと調査してもらうための予算ということで、ご理解をいただければと思いますけれども。

それから、先ほど町と民間で、ダブルになるんじゃないかということでしたけれども、民間が

やる部分、それから町でやる部分、同じものを進めるというわけではなくて、この部分は町でやった方がいいんじゃないかと。そういう部分も当然今の調査の中で出てくると思います。その辺をじゃあどういう形でその民間とタイアップしてやっていけるか、その辺の調査を委託するための事業ということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 13番、川守田稔君。

○13番（川守田稔君） サクランボを売るんだったら農業生産法人をつくった方がいいんですよ。それが一番多分市場の中にあっては、一番信頼されるんだと思うんですよね。それはそれでよろしいです。

ただ、一つ、ここで前にもバーチャルビレッジだとか、何かというので、ちょっと突っ込んで質問をしたことがあるんですけども、ここにまた例えばNPOの達者村というのができて、私本当はあんまり全体像がよくわからないんですよ、いまだに、達者村って聞かれて。ただ、多分この議員の方々の中で、ちゃんと胸張って、説明できる人は何人いるんだろうなと思うぐらい、私には曖昧なんです。それで、例えば、随分昔になりますけれども、群馬でしたか、福島で、ニコニコ共和国とかという、そういうあれがいわゆるバーチャルビレッジなのかなと思ったんですけども、ああいった例えばニコニコ共和国というのをつくって、大統領つくってとかって、観光的には随分と成功した事例らしいですけれども、ああいったものをつくるのかななんて、最初ご説明を受けたので、想像していたんですよ。それならそれもいいのかなと思うんですけども、何か、例えば農家の方々によく聞くんです。「達者村って何ですか」って、私。そうすると、何かよく皆さんよく説明してくれる人は余りいないんですよ。それで、達者村なんだけれどもって、何か農家の方、それぞれが何か達者村という看板を抱えて、ひとり歩きを始めているようなコンセプトとしての統一感が、このごろますます感じられなくなったような感じがするんですよ。

ですから、ステップアップもいいんですけども、その前に一番大事なコンセプトをちゃんと統一しておく必要があるのではないかと、その上で、行政がなすべき仕事と、法人がなすべき仕事というのを指定管理でも何でもいんでしょうけれども、責任の所在を明確にして、金銭に対する責任はだれが持つということをやちゃんと決めて、それで、町から垂れ流すような、そういうかわり方は、余りしない方がいいと思うんです。そういうふうにはやってもらいたいなと思って、

今ちょっと発言しました。

○委員長（坂本正紀君） 農村交流推進課長。

○農村交流推進課長（福田修君） 川守田議員のおっしゃるとおりだと私も思っています。今のこの500万円については、ただ単にそっちの方に垂れ流すとか、そういう形のものではないので、その辺をちょっと勉強しながら、執行していきたいと思います。

それから、何度も申し上げます。今、500万円で達者村役場を立ち上げるのではありませんので、それを立ち上げるためのろいろな調査をするための予算ということでご理解をいただきたいと思います。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） この今の農林水産業費の予算を見ていまして、前から感じるところがあるんですけども、果樹でも、米でもいろいろなので項目があって、助成の制度がある。私が言いたいことは、農業以外だと、なかなか商売をやっていて、助成金というのをほとんど期待できない。農業だけは毎年毎年ある。それはいいんですけども、農業を振興するために。その後の検証が何か費用対効果とか、この部分やったからこの部分効果が上がりましたよというのがいまいち見えてこない。見えてこないくらい儲からないから補助金をやるのかもわからないですけども。

ですから、農家の人はそれはありがたいと思って、恐らく活用している方は活用していると思うんですよ。ところが、農家に関係ない、税金だけ払っている町民の立場からいくと、もうちょっと明確な結果を検証することをやってくれという意識をみんな持っているんですね。ただ、特にこの町の場合は、今達者村という事業、達者村という名前を出せば、すべて何でも、何をやってもいいんだという、何かそれを批判するようなことは言っちゃいけないよなという部分も、心ならずあるわけですね。だから、大事なことは、この分をお金の予算を組みました、使いました。こういう効果を期待してやりますよ。そのためにこの分お金かかるんですよ。結果はこうでしたよというのがちゃんと伝わるようにしておかないといけないだろうと。だから、さっきのこの労働費の関係でもそうですけれども、2,900万円あったら2,900万円を使う。雇用が何人ふえる。企業として売上が何ぼふえる。利益を何ぼ上げて、町に何ぼバックが来るんだと。そこまでのあ

れをある程度わかりやすく、説明できるようにして、結果をちゃんとまた報告すると。そうしないと、この先、世の中厳しくなる一方だと思うのでね、そこを意識としてみんな持ちながら、やっぱり周知徹底するんであれば、それなりにこういう事業をやりますからという、広報にでも何でも載せる。結果はやっぱりこういう目標でやったけれども、結果は半分しか到達しなかったとか、予想より超えたとか、そういうことをちゃんとやってほしいと思います。そういうことです。

○委員長（坂本正紀君） 農村交流推進課長。

○農村交流推進課長（福田修君） 今回の事業につきましては、どういう内容で調査表が出てくるかわかりませんが、それをまず達者村づくり委員会の皆さんとも協議しますし、議会の方々にも公表して、こういう形でNPO法人になるのか、先ほど川守田議員が言ったように、農事組合法人になるのか、その辺、いろいろまず調査をしてもらった結果を公表していきたいと思っています。できるだけ、町民にもわかるように公表していけるように努力していきますので、その辺、よろしくをお願いします。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。5番、松本陽一君。

○5番（松本陽一君） 75ページの6款2項の農林業費でございますけれども、町の方ではそれぞれ町の林業計画というようなものに基づいて進めていると思いますけれども、これは今特にそういうふうな内容に絡んで聞くときに、森林組合へさまざまの19節関係、あるいはまた林業振興費等でも委託料等があるわけですが、これらは全部森林組合の方へも事業を任せっ切りなのか、それとも町の方でそういうふうなものをつかみながら、委託、計画にのっとった形で森林組合の方から実施してもらおうのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○委員長（坂本正紀君） 農林課長。

○農林課長（中村一雄君） 計画書に基づいて、間伐もそうなんですけれども、森林組合とも相談しながら、計画的に進めているところでございます。八戸市森林組合と、三八地方森林組合の行う事業に対して、協議会の方の負担金を支払っているわけですが、町とももちろん計画書をつくるために、協議はしてございます。事業そのものを実行する方は、森林組合になります

けれども、町ももちろん計画書とか、それを定めるときは、県と協議してやっていますので、その辺をご理解いただきたいと思います。

○委員長（坂本正紀君） これにて6款農林水産業費の質疑を終結いたします。  
ここで11時10分まで休憩いたします。

（午前10時57分）

○委員長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時11分）

○委員長（坂本正紀君） 次に、76ページから79ページまでの7款商工費について質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて7款商工費の質疑を終結いたします。  
次に、79ページから84ページまでの8款土木費について質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて8款土木費の質疑を終結いたします。  
次に、84ページから87ページまでの9款消防費について質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて9款消防費の質疑を終結いたします。  
次に、87ページから102ページまでの10款教育費について質疑を許します。12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） ページ数は、1点は、91ページ、10款2項2目20節小学校費の準要保護児童援助費758万8,000円と10款3項2目20節93ページ、中学校費の準要保護生徒支援金898万9,000円と、要保護生徒助成費10万円についての質問です。

工藤久夫君 着席



就学援助制度による補助対象品目が2010年4月1日から拡充され、今までの品目に加えてクラブ活動費、生徒会費、PTA会費が追加されています。これは文部科学省が新学習指導要領で部活動を教育活動の一環に位置づけたことによるものなのですが、対象は要保護者のみとなっております。2005年度から国からの補助は要保護者に対する就学援助に限定されてしまいました。準要保護者に対する就学援助への国からの補助がなくなり、自治体が補助することになれば、地方交付税で対応することになっております。

そこで、質問なのですが、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費を準要保護者にも認めていただきたいのですが、補助対象品目はどうなっているのか、まず1点お伺いいたします。

○委員長（坂本正紀君） 学務課長。

○学務課長（庭田卓夫君） 立花議員がおっしゃるとおり、昨年度から要保護については、クラブ活動、生徒会費、PTA会費が対象になっておりますが、準要については、町村の負担というふうになっておりますので、そこについては、そういう縛りはありませんけれども、三戸郡の状況をちょっと調べてみたら、まだやっぱりそこまで行っているところがありません。もしそうなった場合、どれぐらいかかるかなと思ったら、結構人数的には140人ぐらい以上、多分該当者が出てくると思うんですけれども、そうすると負担も結構な金額になるので、なかなか財政の問題もありますので、難しいかなと。

それから、もう一つ、じゃあどういう形でというときに、PTAと生徒会費は割りとわかりやすいんですけども、クラブ活動費は学校そのものでもとらえ方はさまざまだったり、集めているところ、集めていないところとかがあったりで、ちょっとこれは研究しないとなかなか難しいかなと。出し方のときにアンバランスになったりしてもいけないかなというふうなことも今考えているところです。

要保護についての支払いについては、教育委員会の会議の方で決めておりますので、基準等について、その辺でもまた話題にしていきたいなと思います。

工藤幸子君 着席

要保護については、国の基準どおりにうちの方は払っております、この10万円というのは、

来年対象になる見込みの人の分を見込んで計上してあるものです。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 今お答えいただきましたんですが、いわゆるこちらでは準要保護の皆さん方にも制度を適用していただいていることには感謝申し上げます。

そこでもう一步踏み出して、先ほどおっしゃいましたが、三戸郡内とも、足並みをそろえるようにするためにも、こちらの方からぜひ準要保護にもPTA会費とか、生徒会費、クラブ活動費なども準要保護の対象に拡大されるように、よろしく願いいたしたいと思います。

先ほど、財政の問題なんですけれども、準要保護者に対する就学援助への国の補助はなくなり、自治体が補助することになれば、地方交付税で対応するということになっておりますので、ぜひこの制度を利用して、拡大していただくお考えはございませんでしょうか、答弁をお願いいたします。

○委員長（坂本正紀君） 財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） ただいまご質問のございました準要保護児童の生徒会費等について、町単独で出せば、地方交付税で措置されるかどうかということでございますけれども、ちょっと詳細を地方財政措置の中身について、財政の立場でちょっと研究をしてみたいというふうに思います。それを研究してみて、町単独というのはなかなか難しいかも知れませんが、三戸郡内で足並みをそろえとか、そういうことも若干研究をしながら取り組んでまいりたいというふうに思います。

○委員長（坂本正紀君） 12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） こちらの方から三戸郡内の町村に働きかけて、ぜひ就学援助制度を拡充していただけますようによろしくお願いいたします。大変生活が厳しい若い世帯もふえております中で、就学援助制度は、大変いい制度でありますので、何としましてでも拡充をお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○委員長（坂本正紀君） 13番、川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 関連として伺いたいんですが、ゆとり教育というカリキュラムというんでしょうか、それがもうなくなってという話が世間で言われているようですけれども、しからは、それはどういうふうな教育体制に移っていくんでしょうか、勉強不足なものですから、ご説明いただければありがたいです。

○委員長（坂本正紀君） 教育長。

○教育長（山田義雄君） まず、議員ご承知のとおり、学校5日制になって、その間、ゆとりを持たせて子供たちにそういうふうなゆとりの中で人間性を育てるというふうな教育方針になりましたけれども、その結果、学力の低下、それから子供たちの規範意識の低下、その他もろもろ出てきた関係で、大体この新学習指導要領というのは、10年に一遍変えていく、改正していく、改訂していくという流れになっております。その反省をもとに、今度はやはりこういうような厳しい経済情勢、厳しい世の中、これを生き抜くための生徒たちを育てなければならないというようなことで、生きる力、これを全面に出しまして、文科省では検討した結果、その生きる力を育てるための、一つは、確かな学力をつけてやることだと。二つ目は、豊かな心を育てることだと。そして三つ目は、たくましい体、この三つを育てることによって、そういうふうな生きる力が生まれる。この生きる力というのは、将来とも自分が生きていくために、最低限必要な、そういうふうな資質、能力を育てる、そういうふうなことから、文科省の方針が決定され、そして小学校、ことしの4月から、新学習指導要領がスタートするというふうなことになっております。というふうなことで、今のキーワードは生きる力を育成すると。そういうような教育方針に変わったというふうなことです。

○委員長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○13番（川守田稔君） ゆとりゆとりでしたね。確かにちょうど私らの姪っ子とか甥っ子らもそのゆとり教育の産物だと思うんですよ。確かに、教科書が、びっくりしたんですね、家に来て宿題をやっていると、何かこんな薄っぺらな教科書なんですね。中学生のころには、英語の辞書

を引かなくても英語が勉強できます、宿題できますみたいな、何かそんな感じだったんですよ。果たしてこんなのでどうするのかなと思って、私らの世代は、40人で3クラスあって、高校も割りと競争率が高くて、受験の倍率というのが一生懸命勉強する動機づけといいますか、原動力だったような気もするんですよ。明らかに長い時間ちんたら勉強すればいいというものじゃないんでしょうけれども、明らかにどう考えても勉強、学習時間というのは、少ない。そうやって生徒の数も減っているものですから、そんなに欲張らなかつたらどこの高校さでも入れますよというような環境ができてきたじゃないですか。それで、今の時点になってみると、悪名高いゆとり教育みたいな言われ方しますよね。何かすごくその10年間だったんですか、何だったんだろうなという思うようなところが節々あるんですよ。

そこで、ちょっと聞きづらいんですけども、ぜひ聞いてみたいと思うのは、そういう学習指導要領の中で、学校の先生方はどういう思いでそういう教職をとっておられたんでしょうか。顧みて、何かしみじみと思うようなことというのはやっぱりあるかと思うんですけども、ついこの前まで現役の校長先生でいらしたわけですから、その辺のご感想をちょっと伺いたいなと思って質問しました。

○委員長（坂本正紀君） 教育長。

○教育長（山田義雄君） 確かに、学校週5日制になって、確かにゆとりができました。また授業内容の量も以前に比べて随分減りまして、確かにゆとりができたんですけども、その反面、教師の教師力というようなことが本当に低下したというようなことを実感しております。ということは、どういうことかといいますと、本当に子供たちも学ぶ力とか、意欲とか、そういうふうな部分で随分以前に比べて、簡単に言えば根性がなくなっているというふうな部分がありますので、それを鍛える先生方のそういうふうな教育力、すごく弱い部分も出てきておる関係で、今本当に必要なのは、教師の指導力の資質向上が非常に叫ばれております。

先ほど川守田議員からもありましたように、教科書が以前に比べて薄っぺらだったと。今回の改定で、前の年度に比べて全教科合計しますと、1,000ページぐらい増加しております。そういうふうなことで、特に数学、理科が一番教科の充実が叫ばれております。何でこういうふうになったかと言えば、国際的なこういうふうな学力検査で、日本が他の国に比べて低下してっていると。例を挙げますと、読解力では、2000年では8位でしたけれども、現在は世界で12番目と。それから数学的な考え方、2000年では1位でしたけれども、現在は6位と。それから化学的な部

分では、2000年では2位でしたけれども、現在は継続して3位ぐらいだと。そういうようなことで、理数関係のこういうふうな力が弱くなったということで、新しい指導要領でもこの理数科の充実というふうなことが非常に叫ばれて、これが今も一番のメインとなっております。まず、本当に昔も今も変わらないと思うんですけども、やはり子供たちを育てるための一番大事なことは、教師の教師力をつけること。それをやはり育てる管理職のリーダーシップが今の世の中、非常に大切だと、私は思っております。

○委員長（坂本正紀君） 13番、川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 教師力ということなんですけれども、総合学習はまだ残るんですか。総合学習は残るわけですか。総合学習もなくなりますか。あるんですか。そうなのであれば、例えば総合学習をどういうふうに組み立てて、どういうふうな形で子供たちに展開して教えていくか、教育していくかなんていうのは、本当に私も断片的にしか知らないんですけども、本当にその根本は、教師自身がいろいろな知識を貪欲に、沸きあがるような知識をもとにしないと、ああいった総合学習のような広い、多岐にわたる関連づけで教えるということというのは、なかなかできないようになって、以前ちょっと思った記憶があるんですけども、そのよくも悪くもゆとり教育ですよ。よくも悪くもというのは、勉強する人はちゃんと塾にでも何でも行って、一生懸命勉強すると。しない人はしないって、そののところで学力の格差もついたんだろうって思うんですよ。よく居酒屋とかで飲んでいたりしますとね、何かどこぞの席で、あの人はゆとり教育だからさみみたいなことを言うような、そういうあれが聞こえてくるのが何回かあるんですよ。悪い意味での多分ゆとり教育の産物として、だれぞが評価しているということなのかなと、聞き流してはいたんですけども、特に中学生のころって、幾らでも、私ら今うらやましいほどに、幾らでも記憶力があって、多少の詰め込みが効きますよね。すごく記憶力と集中力が効く期間、子供の時期なものですから、あの時期にやっぱりもっとびっちり勉強させた方がいいんじゃないのかなって思いながら、実態はどうだったんでしょうということのお伺いでありましたので、頑張ってください。

○委員長（坂本正紀君） 工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） 一般質問のときにちょっと時間がなかったものだから、聞こうと思って

聞き漏らしたのも含めて、二、三点伺いたいと思います。

一つは、この教育問題というのを全国的に今言われているのに、学校の先生の問題があって、今大体全国平均で公立高校で教えている先生の約15%、六、七人に1人が、いわゆる臨時講師といますか、1年更新の先生だと。東京都だけは公立学校全部、正採用の方が教えているということですが、この青森県とか、南部町の公立学校の先生方というのは、何割ぐらいの比率でまず、いわゆる正採用の先生でない先生がいるのか、それをひとつ伺いたいのと。

それから、全国的にはこの各自治体の教育委員会ごとに教員を採用してやるべきだという考えがあるんですね。もちろん青森県内の自治体ではあんまりそういう話を聞いたことがないんですが、それをやるとした場合の課題といますか、問題点がどの辺にあるのかと。

それから、よく私らもPTAだとか、いろいろな学校の先生方と酒飲みをすれば、どこの学校にも優勝カップと称して余された先生がいるんですね。こったら先生だばいない方がいいというみたいな先生がいるんですね。朝8時ごろ来て、夕方3時半か4時といえさっさと帰ると。部活も何もやれなかったってやらないと。そういう先生ならどこの学校にも1人か2人いるってよく聞きますよね。今そういう先生方がいるから、5年ごとに免許を更新する講習を受けて、わからないのは、お払いするという考えが出てきているのかなと思うんですけども、この南部町内に大体学校が全部で小中合わせて十ぐらいあると思うんですけども、そういう問題のある先生というのはどの程度比率いて、本当はこうした方がいいという案があれば、考え方があれば、その辺についてちょっとお聞かせ願えればと思って質問しました。

○委員長（坂本正紀君） 教育長。

○教育長（山田義雄君） 南部町内では、小学校8校、それから中学校4校、12校あります。工藤議員さんおわかりのとおり、少子化が進んで、学校の統廃合が進んでおりまして、本当に講師の先生方、優秀な先生方がたくさんいます。そういう先生方を採用したいんですけども、そういうふうな統廃合の関係で、教員の絶対数を抑制していかなければならないという、そういう現状にありますので、本当に能力があっても、採用にならない。本当に頑張っている講師の先生方がたくさんいます。南部町内にもそういうふうな講師の先生方がいますけれども、現在おおよその数ですけども、12校中、約半数以上は講師の先生1名ないし2名在籍しております。毎年採用試験を受けるんですけども、2次まで行って、最後採用にならないというふうな先生も町内には何人かいます。ですから、まず、教育長部会としても、本当にこういうふうに一生涯懸命にや

っている先生方の講師を長年やっている先生方の採用を教育長部会としても県教委の方に要望している部分がありますので、まず、教師を目指して、情熱を持って教育愛を持ってやっている講師の先生方、南部町としても、教育委員会としてもぜひ応援してやっていきたいなと思っております。

あと、2点目の自治体で先生方を採用して、教育活動と、一番やっぱりネックになるのが人事だと思います。というのは、狭い範囲で異動になりますので、その辺の新しい空気、新しい活力、その辺をちょっと研究が必要かなと思っております。本当はそうできればいい部分もたくさんあるものですから、この辺もひとつこれからの今後の研究課題だなと思っております。

3点目は、まず、優勝旗と言われる先生、南部町にはどのぐらいいるか。まず、99%一生懸命やっている先生方ばかりです。ただ、もうちょっと指導が必要だなという先生も若干います。というふうなことで、今県では、研修制度というのがありまして、県のセンターに週に何回行ってもらって、さらに教育力を高めるような制度があります。そういうふうな制度がありますので、もし、将来にわたって、子供たちの教育のために、やはりこの先生は研修が必要だなというふうな先生があつたら、やっぱり教育長としては積極的に当たっていかなければならないなと。やはり一番の犠牲になるのは、子供たちですので、そういうふうな制度を活用しながら、またはそういうふうな制度に入れないような教師を南部町の先生方、いろいろ校長とも相談しながら、また教育委員会としても指導しながら、そういうふうな先生方をつくらないように頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。夏堀文孝君。

○2番（夏堀文孝君） 89ページです。

負担金補助及び交付金の特色ある学校経営事業でございますけれども、たしか町長の肝入りで、学校で自由に使える裁量のお金という形で、まず出していると認識しておりますけれども、どういったことに主に使われているか、一つ一つ話してもらおうと長くなりますので、代表的なものを、ちょっと聞いたところによりますと、簡単な修繕とかにも使ったりしているみたいでございますけれども、やはり実際特色のあるものに使われているのか、そういったところをちょっとお聞かせください。

○委員長（坂本正紀君） 学務課長。

○学務課長（庭田卓夫君） 特色ある学校経営の事業ですが、これについては、例えば名川中学校ですと、えんぶりとか、民舞というんですか、芸能みたいなものを積極的に取り入れて、この前の南部地方のえんぶりでもごらんになったとおりだと思います。

それから、馬淵川にかかわるような農林関係、そういったものに取り組んでいる学校もあります。

先ほどありました修繕については、中には多少予算をとっていなくて、急にだめになってというすぐ必要だというようなのは、そういうのをやったりしているところもあると思います。

それから、先ほどの総合的な学習にかかわるような形で使っている学校なんかもあります。

○委員長（坂本正紀君） 2番、夏堀文孝君。

○2番（夏堀文孝君） せっかくすばらしいこの事業でございますので、本当に学校の特色のあるものに使っていただきたいと思うわけでありましてけれども、そういった中で、そういった郷土、伝統文化、そういったものに使われているものに関しては、継続しているものに関してはだんだんに補助金をつけるとか、違う名目で継続的につけるとか、そういったことも必要になってくるのではないのかなというふうに感じるところであります。修繕とかに使われている部分に関しても、実際、本来は違う名目で予算をつけた方がいいと思いますので、本当に特色のある学校づくりのために使っていただきたいなど。

それと一覧がございましたら、そういった資料も後で結構ですので、提示していただければと思います。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。4番、根市勲君。

○4番（根市勲君） 89ページ、クラブ活動と大会の、立花さんと一緒な部分をお聞きしますけれども、今、小・中・高って、南部町ではすごくこの子供らが頑張っていて、よい成績をおさめております。それで、このクラブ活動の推進事業で150万円となるんですか。それと下の、私、マーチングとか、そういうのに行くと、指導者たちが一生懸命頑張っていて、よい成績をおさめても、楽器が何年間も使って古くなっているという、そういう声も聞かれます。今、このみんなが頑張っ



ている時期に、町政の方でも子供らに目を向けるときではないかと。どうかひとつ子供らによい目を向けるように、お金をもう少し与え、よい楽器を提供してくれるように、お願いいたします。答弁は要りません。よろしくお願いいたします。事実、皆さん方、町長しか見に行かないんですよ、非常に寂しい、わかっているのかと思うんだよ。その辺ひとつよろしくお願いします。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて10款教育費の質疑を終結いたします。次に、103ページの11款災害復旧費について質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて11款災害復旧費の質疑を終結いたします。

次に、103ページの12款公債費について質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて12款公債費の質疑を終結いたします。次に、103ページの13款予備費について質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて13款予備費の質疑を終結いたします。

以上で議案第3号平成23年度南部町一般会計予算の質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 2011年度南部町一般会計予算案について、討論を行います。

民主党政権は、社会保障を拡充してほしいという国民の声に反して、医療、介護、年金制度のすべてで、改悪計画を打ち出しています。大企業、大資産家、優遇税制を行いながら、社会保障を切り捨て、消費税の増税を目指すなど、自民党と全く同じ道に足を踏み出しました。自民党と

同じ古い道を突き進んだ結果、民主党は国民に見放された自民党政治の行き詰まりを引き継ぎ、さらに深刻化させています。マニフェストの目玉政策は、いずれも破綻し、例えば子ども手当は3歳未満のみを対象に、7,000円上積みして2万円にすることに軌道修正しました。年金改革もその場しのぎ、高速道路の無料化も有名無実化、一括交付金は不透明なままです。早くも予算を修正、マニフェスト見直しの声が与党内から聞かれるなど、民主党政権は深刻な行き詰まりに直面しております。こういう背景を含んだ予算案であります。当町の一般会計予算案には、保育園、学童保育、臨時職員配置人員の増員、予防接種事業の拡大、公営住宅建設事業の増額や、就学援助の項目、米所得補償支援事業などが含まれております。住民要求が一部実現したことは喜ばしいことであります。しかしながら、介護医療、福祉などの充実が求められています。国の制度などの面で、制約はあるとは思いますが、福祉への思い切った助成があってもよいではありませんか。法定外の一般会計からの繰り入れで、国保税を引き下げたり、子供の医療費、病院窓口無料化など、他町でも取り入れている制度の拡充を求め、反対討論といたします。

なお、今回の一般会計当初予算資料は、大変参考になったことを申し上げ、反対討論を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。4番、根市勲君。

（4番 根市勲君 登壇）

○4番（根市勲君） 私はおおむねこの予算に賛成であります。

できるだけ効果的な予算の執行を期待して、賛成討論といたします。よろしくお願いします。

○委員長（坂本正紀君） ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○委員長（坂本正紀君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

以上で一般会計議案第3号については終了いたします。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

(午前11時51分)

○委員長(坂本正紀君) それでは、休憩を解きまして、会議を再開いたします。

(午後1時01分)

議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(坂本正紀君) 議案第4号、平成23年度南部町学校給食センター特別会計予算を議題といたします。

本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課長(庭田卓夫君) 1ページをお開き願います。

議案第4号、平成23年度南部町学校給食センター特別会計予算について、ご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億317万7,000円と定めるものであります。

6ページをお開き願います。初めに、2の歳入の主なものをご説明申し上げます。1款1項1目給食費負担金、本年度予算が9,528万9,000円で、前年度比285万円の減です。これは児童生徒数の減により、食数が減となるものです。

2款1項1目一般会計繰入金、本年度予算が1億788万6,000円で、前年度比537万8,000円の減です。これは管理費や保存食、非常食用材料などに充てるものですが、管理用経費の燃料費、光熱費などの減によるものです。

次に、7ページをお願いいたします。3、歳出について主なものをご説明申し上げます。

1款1項1目給食管理費の本年度予算が1億773万6,000円で、前年度比537万8,000円の減です。11節需用費の中の消耗品ですが、洗剤が前年度より62万3,000円の減少となっております。ペーパータオル、使い捨て手袋、ポリ袋などの厨房用は98万5,000円の増額になりますが、これは合併時の在庫が少なくなってきたためです。燃料費はボイラー用灯油、配送車などの軽油等が786万2,000円です。光熱費のうち、電気料は需用電力のコントロールにより、前年度比110数万円の減になり、747万3,000円です。上下水道は、約674万4,000円で、光熱費と合わせて1,421万7,000円

になります。12節役務費は各種手数料のうち、米飯のセンター炊飯の回数を2回から3回に1回ふやし、ステンレス食器の炊飯委託を週2回から1回に減らしたため、米飯洗浄手数料が前年度比80万円弱減となります。13節委託料は平成22年度は運転手を臨時職員にしておりましたが、平成23年度は給食業務委託に含めたため、500万円ほど多くなります。16節原材料費は、非常食用原材料ですが、これは新規のもので、給食を提供できないときのためのものです。次の8ページをお願いいたします。18節備品購入費は、デマンドコントロールの装置です。デマンドコントロールの装置は設定した需用電力より数値、使用料が超えた場合、事務室に警報が鳴り、15分程度以内に業務に支障のない電源を調整して切ることにより、設定の数値を超えないように、手動で操作する装置です。

次に、2目給食費の今年度予算9,534万1,000円は、11節需用費の給食材料費で、前年度比285万円の減です。これは歳入でも申し上げましたが、児童生徒数の減少によるものが主なものです。以上であります。

○委員長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂本正紀君） 議案第5号、平成23年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算を議題といたします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（神山不二彦君） それでは、議案第5号についてご説明申し上げます。

1ページになります。第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,776万2,000円と定めるものでございます。

それでは、6ページにお進みください。歳入からご説明申し上げます。1款1項1目使用料でございますが、これは入浴、あるいは宿泊の使用料でございます。1,638万5,000円、前年比91万4,000円の増を見込んでございます。

2款1項1目財産売払収入、これは料理、あるいは飲料、売店の収入を見込んでございます。本年度予算3,115万4,000円を見込んでおります。前年度比266万7,000円の減額となっております。

3款1項1目一般会計からの繰入金でございます。2,021万2,000円、前年比154万円の減額を予定してございます。2年間連続して50万円ずつ繰入金を減らしてまいりましたが、本年度ちょっと冬の雪のせいで若干収入が落ち込みまして、現在80万円ぐらい例年比、前年比減となっております。

それでは、歳出の方をご説明いたします。次のページをお願いいたします。1款1項1目管理運営費の細目につきまして、4節、7節共済費、賃金については、職員の総務課試算により計上してございます。それから、8節の報償費でございますが、これは教養講座等の講師謝礼でございます。それから11節需用費については、説明のとおりでございますが、前年比256万4,000円の減額となっております。理由といたしまして、原油等の単価の影響でございます。それから19節になります。9ページになりますが、負担金及び補助金287万1,000円となっております。これは前年比35万3,000円の減額となっております。これは退職組合加入者1名減、これは前に対象者をパート扱いにして雇用することになったための減でございます。

予備費として10万円を計上してございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○委員長(坂本正紀君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○委員長(坂本正紀君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。  
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(坂本正紀君) 議案第6号、平成23年度南部町ポートピア交付金事業特別会計予算を  
議題といたします。

本案について説明を求めます。企画調整課長。

○企画調整課長(坂本與志美君) では、議案第6号につきましてご説明を申し上げます。

平成23年度南部町ポートピア交付金事業特別会計でございます。歳入歳出予算でございますが、  
歳入歳出それぞれ675万円と定めるものでございます。

6ページをお開きください。歳入でございます。1款1項1目環境整備協力費でございます。  
本年度520万円、前年度に比較いたしまして10万円の減でございます。これにつきましては、平  
成21年度の実績で計上してございます。これは総売り上げの0.5%で計上してございます。

それから2款1項1目繰越金でございます。予算額は155万円でございます。前年度と比較い  
たしまして、105万円の増となっております。

次の7ページ、歳出でございます。1款1項1目一般管理費でございますが、今年度は675万

円の計上でございます。前年度に比較いたしまして95万円の増となっております。説明でございますが、8節報償費は町内会が町道清掃作業をした場合の報償金でございます。160万円、平成22年度の実績は44町内会が実施してございます。それから、14節使用料及び賃借料でございますが、これは町道の補修用の機械借上料でございます。180万円でございます。それから16節原材料費、これは町道の補修用の材料でございます。60万円。この三つにつきましては、建設課が窓口となっております。それから19節負担金補助及び交付金でございます。予算は275万円を計上してございます。負担金にポートピアなんぶ運営協議会に5万円、補助金といたしまして町づくり助成金に270万円を計上してございます。平成22年度は180万円の計上でございました。これは30万円限度で各団体に助成するものでございます。笑顔あふれるまちづくり支援事業として実施してございます。平成22年度の実績は8団体でございました。平成23年度は9団体を予定してございます。これは大変人気の事業で、今も問い合わせ等がございまして、平成23年度も皆さんのご要望におこたえして、交付していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂本正紀君） 議案第7号、平成23年度南部町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 議案第7号、平成23年度南部町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

初めに、第1条です。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29億1,900万円と定めるものであります。

第2条は、一時借入金の借入額の最高額を1億円と定めるものであります。

初めに、歳出の主なものからご説明しますので、15ページをお開きください。15ページの1款総務費、1目の一般管理費でございます。ここに関しては給料等を定めておるものであり、一般会計からの繰出金の基礎数値になる金額となっております。一般管理費に本年度6,187万2,000円を予算計上しております。

次のページをごらんください。次のページ、17ページをごらんください。2款の保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費とございます。これらに関しましては、一番国保で占める割合の高い部分でございます。いわゆる医療費というものにかかわる予算になります。次の2目の退職被保険者の療養給付費は、支払基金に支払うものであり、社会保険から国保に移った方々の医療費に関する部分でございます。1目一般被保険者療養給付費は、本年度15億6,000万円を予算計上しております。前年度対比全く同額と組んでおりました。国保の総額そのものが前年度当初予算費で98.97、およそ99%に近い予算を編成しております。ここの保険給付費の一般療養費も前年と同額の当初予算の計上をしております。同額としました理由としましては、平成20年、21年、22年度の一般被保険者療養給付費がほとんど同額で推移していることを勘案し、前年度と同じ額としております。2目の退職被保険者の療養給付費、こちらの方はわずか192万円の減額でほとんど前年度と同額となっております。次の3目の一般被保険者療養費も前年度と同額という額を予算計上しております。この一般被保険者の療養費というものは、いわゆる補装具、コルセット、施術、針灸、これらの支払いにかかわる部分の予算でございます。

次の18ページをごらんください。18ページの一番上段、2款保険給付費、2項高額療養費、1目の一般被保険者高額療養費1億6,800万円も前年度と同額であります。これはいわゆる8万



1,000円と3割負担をするわけですが、その3割負担が高額になった場合の高額医療費という部分でございます。それから、3目の一般被保険者高額介護合算療養費、こちらは100万円の予算計上であり、こちらは平成22年度から始まった合算制度の事業になります。

17ページの2款の保険給付費、それから18ページの2項の高額療養費、この二つを合わせて、いわゆる保険給付費という部分で医療費にかかわる部分ということで申し上げておりますが、この17ページの1項1目一般被保険者療養給付費と3目の一般被保険者療養費、それと18ページの一般被保険者高額療養費、それから3目の一般被保険者高額合算療養費、これらを合算したものがいわゆる医療費という部分で、国の34%の交付金、それから国の9%の財政調整交付金、それから県の交付金の7%、これらの基礎数値になるものであります。平成23年度のこの基礎数値は17億4,341万円、これに国の34%、9%、県の7%、これらの交付金でこの医療費の50%を賄うというシステムになっております。

次に、19ページの2款保険給付費、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金でございます。こちら前年度と同額の1,050万円を予算計上しております。ちなみに、25名の出産児を見込んでおります。

次に、3款後期高齢者支援金でございます。1項1目の後期高齢者支援金は3億4,397万9,000円を見込んでおりました。こちら国庫の34%プラス9%の財政調整交付金の見込額となります。財源内訳の国の1億4,791万円、これはこの34%と9%を合算した分、それから県費は7%ということで、2,407万8,000円の補助金が入ります。

次に、21ページをごらんください。21ページの上段、6款介護納付金、1項1目の介護納付金でございます。こちらは1億7,763万3,000円と。この1億7,763万3,000円も国庫の34%と財調の9%と県費の7%の基礎になります。

それから次に、7款の共同事業拠出金、1項1目の高額療養費共同事業拠出金、こちらは5,200万円の予算計上しております。この高額療養費共同事業拠出金は、レセプト1件当たりの80万円以上になった医療費にかかわる部分の事業でございます。この5,200万円の4分の1が国庫負担金、県費も同じく4分の1の補助金がございます。その下、2目の保険財政共同安定化事業拠出金3億円を計上しておりました。こちらはレセプト1件当たり30万円以上にかかわる高額医療費にかかわる事業に拠出する金額となります。一般質問の中で、ここの拠出割合が市町村に有利になってきておるもので、若干この3億円よりは実質歳出は減るものと想定しております。

次に、8款の1項1目特定健診の審査事業費であります。こちらは1,749万4,000円と、若干の減額ですが、ほとんど前年度と同じ見込みを立てております。

次に、23ページになりますが、11款諸支出金としまして、一般被保険者の保険税の還付金300万円、これも前年度と同額、月額25万円程度掛ける12カ月分を見込んでおりました。

最後に、24ページをごらんください。11款の諸支出金、2項1目直診施設勘定繰出金として3,907万5,000円を計上しております。これは直診施設、いわゆる名川病院への繰出金の部分でございます。前年度比に比べ、丸々増額となりますが、レントゲン装置、それから医療機器、それから特別に要した費用ということで、この予算を計上しております。

次に、歳入の説明をいたします。9ページをごらんください。先ほど34%、9%、7%の公費で50%と申し上げました。残る50%の部分を保険税等で賄うわけですが、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、本年度6億1,986万6,000円を計上しております。前年度の予算に対しまして89.11%と、7,577万2,000円の減額となっております。節になりますが、医療給付費の現年度分の課税分としましては、4億1,573万4,000円と、前年度に比べ88.15%と減少しております。次に、2目の退職被保険者等国民健康保険税は3,432万円を計上しており、前年度比94.16%と、ほとんど同額に近い金額を計上しております。

次の10ページをごらんください。中段になりますが、3款国庫支出金、1項1目の療養給付費等負担金、ここが国の34%にかかわる交付金の内容となります。節の説明にありますとおり、先ほど歳出でご説明しましたが、一般被保険者の療養給付費等の34%が5億9,271万4,000円の補助金となります。その下の下、後期高齢者支援金分は、歳出の3億4,397万9,000円相当の34%になりますので、1億1,695万2,000円、その下、介護納付金は歳出の1億7,763万3,000円掛ける34%で、6,039万5,000円となります。それから3目の特定健康診査等負担金470万円、これは国の歳出の3分の1に相当する補助金となっております。こちらの方は前年度比に対しまして、およそ177万8,000円の増額を見込んでおります。

次に、3款国庫支出金、2項1目の財政調整交付金、これは国の9%に相当する額であります。この2億5,508万1,000円を計上しており、前年度比からは4,283万2,000円の増額となっております。これの算出基準としましては、国庫の支出金の療養給付費等々の負担金と歳出の基礎数値は同じですが、これらに9%を掛けたものの金額となります。

次に、11ページの4款になります。1項1目の療養給付費交付金は9,047万1,000円、こちらは前年度比とほとんど同額という形の予算計上をしております。退職被保険者等にかかわる療養給付費となっております。給付見込額から国保税の収納見込みを差し引いたものがここの交付金となります。社会保険支払診療基金から交付されるものであります。

同じく、5款前期高齢者の交付金1項1目の前期高齢者交付金も社会保険診療報酬支払基金が

らの交付になるものでありますが、こちらは4億2,000万1,000円を計上し、前年度比よりは5,441万8,000円を多く見込んでおります。これの算定基準は65歳から74歳までの医療費について、加入者数に応じた調整を行うものであります。

6款県支出金、1項1目高額医療費共同事業負担金は国と同じ4分の1の1,300万円の負担率で1,300万円の負担金になります。

次に、その下、6款県支出金、2項1目の県財政調整交付金、歳出の一般被保険者療養費の17億4,300万円相当に7%を掛けたものの金額となります。1億5,855万2,000円を計上しており、前年度よりは264万円ほど減っておりますが、ほとんど前年度と同じような額を計上しておりました。

次の12ページをごらんください。7款の共同事業交付金、1項1目高額医療費共同事業交付金、これは歳出で説明しました1件80万円以上の医療費にかかわる部分の補助金となります。本年度も前年度と同様2,600万円の同額の計上をしております。歳出額5億2,000万円を見込み、その4分の1、件数としましては200件を見込んでおります。実績ベースで算出しておりました。次の2目保険財政共同安定化事業交付金、これはレセプト1件30万円を超える医療費にかかわる部分で、2億4,900万円を見込んでおります。前年度対比では2,300万円の減額となっておりますが、これは前年度の当初予算に高く見込み過ぎたものの減額であり、実質的にはここの部分の決算額は上昇気味という形になります。ここでは1,400件の高額件数を見込んでおります。

次に、9款の繰入金、2項1目の一般会計繰入金、こちらには出産育児一時金の繰入金と2節の国保保険基盤安定負担金、こちらは国保基盤安定負担金とは、国保税の軽減額、7割、5割、2割の税金を軽減した分の額がここに充当されることとなります。1億3,309万5,000円が国保税の軽減分ということになります。それから、一番下になりますが4節の事務費繰入金の下です。国保財政安定化支援繰入金というものがございしますが、ここは町の国保税の負担能力に対しての補てん、これを2,598万4,000円見込んでおります。それから、ここの交付の要件となります町の国保加入者の年齢構成による給付の増嵩の一定割合ということで、607万6,000円を見込み、合計で3,206万円を見込んでおるものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） まず、ページ数は9ページと12ページに関連しての質問となりますが、1款1項1目と9款2項2目に関連しての質問です。

まず、今大変詳しく説明がなされたのですが、国保加入者の動向が全くわかりません。5年間にさかのぼって、国保加入者世帯数や滞納世帯数、また、短期保険証や資格証明書発行件数など、基本的な資料提出を何度か求めておるのですが、改善されず残念であります。ここで詳しくお答えできればいいのですが、5年間にさかのぼった資料の提出をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。後ほど基本的な数字の資料を提出していただけますように、よろしく願いいたします。

そこで、大体国保加入者の動向はどういう変動になっているのか、滞納世帯数はどうなのか、全体の動向はお話しできると思いますので、答弁を求めたいと思います。

それとともに、私は一般質問でも言っておりますのですが、私が言っております一般会計からの繰り入れというのは、先ほど他会計繰入金金の9款2目1節とは全く異なり、法定外の一般会計からの繰り入れを何としてもやっていただき、国保加入者一人一人の負担を軽減してもらいたいという趣旨での質問を繰り返してまいりました。当町では法定外の一般会計からの繰り入れを行っているのでしょうか。今回ははっきりとお答え願いたいと思います。

○委員長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 大変申しわけございません。初めに、保険者数の推移をお答えします。

平成22年度対比でございます。平成22年3月時点で7,745人の保険者がございましたが、平成23年1月末、今現在で7,491名、前年度比より254名の保険者数の減少となっております。この予算書に関しましては、これらの数値を基礎にしてございます。

それから、資格者等の世帯人数ということでございました。今現在資格証明書は88世帯、世帯員数として174名となっております。また、短期保険証も同じくたまたま偶然でございますが、88世帯、207名の世帯員となっております。

それから、一般会計からの法定外の繰出金はあるのかというご質問でございますが、当初予算には法定外の繰出金は計上してございません。

以上でございます。

○委員長（坂本正紀君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） 滞納者の状況について説明申し上げます。

まず、平成18年度からの収納率でございますけれども、現年度分で申し上げますと、平成18年度は91.8%でございます。平成19年度が90.8%、平成20年度が89%、平成22年度が89.2%、平成21年、22年がちょっと上がっていましたが、大体500世帯ぐらいが毎年滞納になっている状況でございます。5年でまず時効がありますので、同じ世帯がなっていると、件数にするとその4倍とか3倍とか、そのぐらいでなっていると。件数はそうですけれども、世帯でいくとまず500が毎年なっていて、若干の移動がありますので、600になったりと、そういう状況でございます。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） この国保は国会でも大変高過ぎる国保ということで、やり取りが活発に行われておりますが、その中でも改善も見出しておるわけでありましたが、滞納世帯者の中でも急病や病院へ行かなければならないときなど、短期ではあると思いますが、保険証を差し出していると思いますが、どういう改善点が見られているのか、この場でお聞きしたいと思います。

○委員長（坂本正紀君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） 短期保険証の交付でございますけれども、審査会におきまして、審査して実際はやっています。ただし、急病とか、そういった急の場合は、特別に1カ月間の短期証を交付したり、そういった臨機応変に対応しております。

以上でございます。

○委員長（坂本正紀君） 立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 短期保険証を出していただけるようになったのは、大変大きな改善ではあります。1カ月というのはいかがでしょうか。他町村の状況を見ましても、3カ月とか4カ

月の短期保険証が配られておるのと比較し、大変厳しい数ではないかと思いますが、改善されるお気持ちはございますでしょうか。その他、子供のいる世帯の滞納者への保険証とか、滞納世帯でも高校生のいらっしゃる世帯には保険証が渡されている市町村もあると思いますが、こちらではどうなっておるでしょうか。

○委員長（坂本正紀君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） お答えいたします。

まず、1カ月が短いということがございますけれども、本人の病状等によりまして、治っているのに短期証ですっといくのもなんですので、その状況に応じまして、1カ月、3カ月とか、そういうふうにその状況により対処しています。

あとは、子供、生徒に対しては短期保険証で対応しております。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 立花委員、同一質問は3回以内でご協力をお願いします。

○12番（立花寛子君） 予算委員会では対応が違うと思いますが、もう少しお話しさせていただければ、確かに……。

○委員長（坂本正紀君） そしたら、項目をまとめて質問をお願いします。

○12番（立花寛子君） 了解いたしました。

短期保険証をお渡しいただけるようになったのは、確かに改善であり、うれしいことではあります。この滞納世帯への保険証交付ということも長い間粘り強い運動があつて、改善されたということを訴えておきたいと思います。

ただ、できれば1カ月じゃなく、最低でも3カ月、治っているということはあるんでしょうけれども、病院に行かなければわからない点ですので、この点での改善は訴えておきたいと思います。

次の質問に移ります。

国保会計が広域化になるということは、一体どういうところから、どういう考えのもと、この

広域化ということが出てきたのでしょうか。その流れを説明していただき、国保広域化で起こるであろう困難はどういうことが考えられるのか、ご質問いたします。

○委員長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 広域化に向かうための趣旨という部分でございますが、広域化をしなければならぬというのは、各市町村の国保財政が厳しくなってくると。医療費が高額になり、厳しくなっていると。これを例えば県全体で運用したら、ある程度弱小財政の不安定な小さな市町村は助かるのではないかということの趣旨で広域化を唱えているものと思っております。

また、混乱ということではございますが、大分有識者の方々が検討しておられますので、混乱を来たさないように周知を図っていくということに限ります。

広域化というもののイメージとしましては、今現在、後期高齢者医療連合、この形を私たち事務レベルでは想定しておりました。これは県内が保険料等は所得によって、階層はございますけれども、県内住民全員が同じ保険料であるというメリットが考えられます。

それから、支払いに関しても1カ所、連合でまとめて支払いをするということのメリットも考えられます。

以上であります。

○委員長（坂本正紀君） 12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 今国保広域化の説明がありましたが、これは当町は法定外の一般会計からの繰り入れはしていないということで、相当国保税が高いということが認められるのですが、一般会計からの繰り入れをしている自治体でも国保広域化になると、それを本当にやめてしまえば、ますます国保税が高くなり、支払えない世帯がふえ、保険証もいただけないという大変健康を破壊する状況が来るのではないかと考えております。

そこで、その法定外の一般会計からの繰り入れ、若干ではありますが、青森県は出していた時期もあったわけでありまして。50何円とか、最高58円という数字になるわけですが、そういうことをやっていた時期があるので、それを復活させるように訴えていくことはできないのでしょうか。秋田県では何百円という数字、一人当たりですよ。一人当たり国保加入者に対す

る補助が何百円というところと何十円というところの違いはあるものの、青森県でも一時期法定外での支援をしていたわけでありますので、復活させるような運動をこちらから起こすことはできないのでしょうか。答弁を求めます。

○委員長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 今現在、当町の国保財政的には、法定外の繰入金を投入しなくも適正に運用できているということを考えております。ただ、今現在確定はしておりませんが、後期高齢者医療制度が平成25年度、1年延びて26年度になるかも知れないという噂でございますが、例えば平成26年に後期高齢者医療制度が廃止になった場合は、今現在75歳以上の方々がほとんどの方が国保に戻るという形で、国保に加入することになります。その際は、当然医療費も増大するものと想定しておりますし、そういった際には、一時的に一気に国保税を町民の方たちに負担していただくのは大変だろうと。そういった際に、活用されるのが財政調整基金ということになります。それらを投入して、緩和的な国保税の上昇を抑えるという方策も考えていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 一自治体だけで解決できる問題ではないのですが、当町の努力もお訴えしながら、これは国がもっともって公費での予算をとって、一人一人の国保加入者の負担を引き下げるのが筋ではありますが、当町でのご努力もお訴えし、質問を終わります。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。12番、立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）



○12番(立花寛子君) 2011年度南部町国民健康保険特別会計予算案について、討論を行います。

民主党政権は、昨年5月、国保の広域化を推進するために、市町村が行っている一般会計の繰り入れを解消し、保険料の引き上げに転換せよという通達「広域化等支援方針の策定について」を公表いたしました。現状でさえ、高過ぎる国保税をさらに引き上げよと全国に号令をかけたのです。そもそも国保を広域化し、市町村の一般会計の繰り入れをなくしていくというのは、2003年に小泉自公政権が決めたものです。そのねらいは、国の責任を後退させ、給付費を抑制することにほかなりません。ここでも民主党政権は自民党政治と全く同じ道を歩んでいるのです。こういう背景を含んだ予算案となっております。

しかしながら、国保加入者への負担軽減は、やろうと思えばできることであります。国保税の引き下げなど、国保加入者の負担軽減を訴え、反対討論といたします。

反対討論を終わります。

○委員長(坂本正紀君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」の声あり)

○委員長(坂本正紀君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○委員長(坂本正紀君) 起立多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

ここで14時5分まで休憩いたします。

(午後1時55分)

○委員長(坂本正紀君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時07分)

議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂本正紀君） 議案第 8 号、平成23年度南部町介護保険特別会計予算を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 議案第 8 号、平成23年度南部町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

第 1 条から、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23億8,624万5,000円と定めるものであります。

第 2 条からは、一時借入金の最高額を 1 億円と定めるものであります。

川守田稔君 着席

初めに、13ページをお開きください。歳出の主なものからご説明いたします。1 款 1 項 1 目の一般管理費の13節中段よりやや下段になります。委託料1,682万3,000円の予算額を計上しておりました。被保険者の管理システム改修とございますが、これは平成24年度からの制度改正に伴うシステム改修ということになります。ちなみに平成24年度からは第 5 期の介護保険事業計画に沿った計画の執行となります。

次に、14ページの中段になりますが、1 款総務費の 1 目、2 目、介護認定審査会費と認定調査等費になりますが、介護認定の審査会費には734万8,000円を計上しており、前年度比73万5,000円の増額となっております。この算出根拠は、委託先であります八戸地域広域市町村圏事務組合にかかわる審査会の総経費9,313万1,000円に当町の審査委託件数1,061件、これを広域の全件数 1 万3,489件で割ったものが交付の審査会費の負担分となります。次に、認定調査等費になりますが、これは12節の508万1,000円の説明の中に、意見書作成手数料554万2,000円と計上しておりますが、ここの部分でございます。これは介護認定審査に要する主治医の意見書の作成手数料ということになります。ちなみに審査の新規の主治医の意見書は 1 件当たり5,000円、これは在宅に関する意見書となります。施設に入るための意見書は 1 件当たり4,000円となります。これらの件数をまとめたものでございますが、前年度比からはかなり増額となっております。

次に、14ページの下段の 2 款保険給付費、1 項 1 目の介護サービス等諸費でございます。予算額は20億7,630万4,000円となっております。ここのサービス諸費とは要介護 1 から 5 の認定者に対するサービスとなります。対象者数は今現在で955名の方がこのサービスを受ける対象者とな

っております。内訳としましては、右側の説明になりますが、居宅介護サービス給付費に7億3,920万円と、前年度に比べて6,700万円の増額となります。次に、施設介護サービスの給付費、これは施設に入所している方々のサービスに要する給付費でございますが、7億9,200万円と。前年度比より1億円の増を見込んでおります。次に、15ページの説明の部分でございますが、居宅介護サービス計画給付費8,400万円を計上しております。これは介護サービスの計画をケアマネジャーが策定した際の給付費となります。本人負担はございませんが、給付費はこちらで介護給付費として支払うものであり、8,400万円を計上しております。これは前年度比で700万円の増となっております。その次の次、地域密着型介護サービス給付費、こちらの方は現在、対象者数は181名となっております。なお、地域密着型サービスとは当町の住民に対するサービスということになります。この地域密着型4億5,600万円は、前年度より2,600万円の減額となっております。次に、3目の高額介護サービス費、これは利用者の負担は原則1割となっております。その1割負担分が一定の額を超えたものの方々に対する給付費となります。4,932万円は、前年度比で632万円の増額を見込んでおりました。高額介護サービス費は月額410万円程度を見込み、12カ月分で計上しております。この410万円は前年度の実績ベースで算出しておりました。次に、5目の特定入所者介護サービス等費と、6,732万2,000円を計上しております。この特定入所者とあるものは、平成17年10月より施行されました居住費と食事の負担分を一定の低所得者の方々に対して給付するものとなっております。右側の説明では、特定入所者の介護サービス費として6,720万円を計上しております。特定入所者の介護予防サービスとして12万円です。次に、6目の介護予防サービス等諸費6,606万3,000円を計上しております。241万円の減額となっておりますが、この介護予防サービス諸費の対象者は、要支援1、2の方々を対象となります。要支援1の方は41名、要支援2の方は97名、合計138名に対するサービスの給付費となります。内訳としましては、介護予防サービス給付費は5,760万円、こちらは400万円の増となっております。それから、介護サービス予防の計画給付費は660万円を計上しております。こちらの方はある程度横ばいという形の予算立てになっております。

次に、16ページをお開きください。16ページの中段にございますが、3款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目の二次予防事業費とございます。これは通所型の介護予防サービスと栄養改善の指導事業、口腔機能の向上事業、それから訪問型の介護予防事業等を行っているものであります。事業費としましては、1,984万6,000円を計上しております。これは25%の補助率がございます。次に、17ページの2目介護予防一般高齢者施策事業とございますが、こちらの方は426万7,000円、金額は小さい額ですけれども、この中で行われているのは、13節委託料の認知症の予

防教室、これは健康増進公社バーデの方に委託しているもの、それから地域の巡回型介護予防教室は141万8,000円など、任意の事業を行っているものであります。

次に、17ページの下段になりますが、3款地域支援事業費、2項の包括的支援事業・任意事業費とございます。こちらの方の大きなものは2目の総合相談事業費として815万8,000円を計上しております。この任意事業に関しては、40%の補助金がございます。この事業の内訳としましては、次の18ページをお開きいただきたいと思います。3目の権利擁護事業21万3,000円、これは高齢者虐待防止のネットワーク会議等の開催に資する予算となっております。それから、5番の任意事業費667万円を計上しておりますが、前年度とほとんど同額ではございますが、ここの事業の内容としましては、家族介護の支援事業ということで、介護教室とか、介護者の交流会等を開催するもの、それから、今朝ほど新聞にも出ておりましたけれども、任意事業として当町で行っている青年後見人制度の事業費等もこの事業の中に含まれております。それから、最後に、20節の扶助費、介護用品とございますが、こちらの方も任意事業で大口等の給付を行っているものであります。

次に、19ページの一番下段になります。5款公債費1項2目の財政安定化基金償還金、本年度は490万4,000円と、これは第1期の計画期間の貸し付けを受けたものにかかわる償還分となり、今年度で最後の返還となり、この返還をもって借入金はなくなるということになります。

次に、歳入のご説明をいたします。8ページにお戻りください。1款保険料、1項1目の第1号被保険者保険料、第1号とは65歳以上の保険者が該当するものであります。第2号とは、40歳から65歳未満の方々を第2号といたします。ここでは第1号の保険者の保険料として、3億2,991万1,000円を計上しております。前年度とほとんど同額を計上しておりました。説明の1節の現年度特別徴収保険料とございますが、この特別徴収保険料は年金からの天引きで納入する方々でございます。保険者数が5,739人、平均の保険料が5万3,906円、これらの100%で計上しております。次の2節の現年度普通徴収保険料、この普通徴収保険とは、納付書による保険者であり、年金が18万円以下の方々は年金から天引きができない方々のみでございます。対象者数は695人となっております。

それから次に、3款国庫支出金、1項1目の介護給付費負担金でございます。4億1,094万6,000円の歳入となっております。前年度比で2,508万3,000円の増額となります。これは歳出の施設サービス給付費の15%、それから居宅サービスの給付費の20%の基礎数値がこの4億1,094万6,000円の歳入となります。

次に、9ページが一番上段ですが、3款国庫支出金、2項1目の調整交付金は、2億56万3,000円

となっております。率は国が算定した率となっております。給付費掛ける8.84%を見込んだ歳入金額となっております。次に、3目の地域支援事業交付金、歳出の介護予防事業にかかる部分で、事業費の25%を想定しております。その金額が602万7,000円となります。前年度よりは161万5,000円程度減額しております。次の4目は、地域支援事業交付金、包括的任意事業ということで、歳出の事業費1,521万円を基準額とし、その40%で608万5,000円を計上しております。

次に、4款の支払基金交付金、これは社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。2号被保険者40歳から65歳未満の方々の給付費の30%という額を見込んでおりました。1目の介護給付費交付金を6億8,095万9,000円見込んでおります。

次に、5款は県支出金、1項1目の介護給付費負担金、これは国庫の15%、20%に対応する居宅サービス給付費の12.5%、それから施設のサービス給付費の17.5%に相当する金額となります。3億2,676万円を計上しており、前年度比で3,011万8,000円の増を見込んでおります。

次のページになります。10ページです。5款県支出金、3項1目の地域支援事業交付金（介護予防事業）は事業費の12.5%で、301万4,000円を見込んでおります。次の2目は地域支援事業交付金の包括的任意事業で、事業費の20%に相当する額でございます。304万3,000円を計上しております。

繰入金です。7款1項1目介護給付費繰入金としまして、これは町の持ち出し分の12.5%でございます。2億8,373万3,000円を見込んでおりました。

次に、11ページの中段になりますが、7款繰入金、2項基金繰入金は平成21年から23年度の介護保険事業の基金になりますが、ここで1目の介護給付費準備基金繰入金を4,712円を見込んでおります。平成23年度は3年目、最後の年度となります。それから介護事業の従事者の処遇改善臨時特例基金の繰入金、前年度と同じ441万2,000円です。こちらの方も3年目になり、最終年度の事業費となります。

以上で説明を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 2款1項か、15ページか17ページ、18ページの一つ一つの項目なのですが、18ページの地域包括支援センターブランチ型相談窓口と高齢者実態把握業務というふうに項目がありますが、私はこの地域包括支援ケア、この計画も国の方から進められようとしておりま

すが、どういうふうになっているのか、この事業内容と、先ほどの18ページの2項目についてのまずお答えをお願いしたいと思います。

○委員長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

地域包括支援センターのブランチ型相談窓口の543万5,000円の予算計上について、初めにご説明します。これは、町内に3カ所ございます在宅介護支援センターに相談窓口をお願いするものであり、剣吉在宅介護支援センターに2,189人分の窓口相談の業務委託料を見込んでおります。また、きぼう在宅介護支援センターには1,107人の相談窓口の業務を委託する予定となっております。また、福地在宅介護支援センターには1,154名と、1件当たりが210円の委託料となっております。合計543万5,000円となります。

それから、高齢者の実態把握の業務は、この言葉どおりでございますが、先ほど申し上げました3カ所の剣吉及びきぼう及び福地の在宅介護支援センターに65歳以上の方々の高齢者実態把握を1件1件回って歩いていただくということで、1カ所の在宅介護支援センターに360件、それぞれ委託しておるといった形で、1件当たりは2,310円の委託料となっております。

また、ケア会議等、それから任意事業に対してはどうなのかということですが、これらの事業費の40%は補助金の対象となります。

以上であります。

○委員長（坂本正紀君） 12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 高齢者実態把握業務のことなんですけれども、これから国の方では、地域包括支援ケアとかということで、何か施設から在宅へということで、在宅でのケアを推進するために、24時間の訪問介護とか、それからお泊りデイケアなどを事業者に行わせて、在宅の方に進めるようにという計画がなされておりますが、その内容はつかんでおられるでしょうか。要するに、今は特別養護老人ホームも大変あきがなく、入りたくても入れないという状況がある一方で、お金などの状況から、在宅、家に戻らざるを得ない人の受け皿として、先ほど言った24時間体制の介護をするという計画があるそうなんです、どこまで情報をつかんでおられるのか、まずお聞きしたいと思います。

○委員長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 今議員がおっしゃったのは、ホームページ等では見受けられますが、決定した通知等はありませんので、まだ確かなものではないと思っております。ただ、以前、在宅介護支援センターというものが設置されたときには、この在宅介護支援センターとは24時間対応をすることであるという位置づけで、実施された経緯がございます。今現在は、この在宅介護支援センター事業はほとんどすべて地域包括支援センターに肩代わりをしたということになります。

また、施設に入れられない方々がおる及び施設から在宅に帰されたということがございますが、施設から帰されるということは今のところほとんどあり得ないと。お亡くなりになるまで次の方が入れないという状況が続いているのも確かであります。

それで、歳出の際に説明いたしておりますが、在宅介護の給付費が増大しているということに尽きると思います。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） この介護の問題は、社会全体で介護者を支えるということで始まった介護保険制度が大変利用料、使用料などの高騰で使いにくいという一面があるわけです。そして、先ほども答弁があったように、特別養護老人ホームに入りたくても何年も待たされているという方もおられまして、これはやはり介護保険に関連しない単独の国からの予算で特別養護老人ホームなどもつくっていかねば、大変な困難をもたらす問題ではないかなということは訴えておきたいと思っております。

ところで、何度も特養ホームなどの建設を訴えますと、定数では当たらない、要するにも目標値を達成しているというようなお話しがありましたが、実態はまだまだ足りないと思っております。国の責任で建てさせるなど、自治体の方からの働きかけというものはなされないものなのでしょうか、お答え願いたいと思っております。

○委員長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 法人さんの事業という形で特別養護老人ホーム等の増床計画等は3年に1回の計画を編成する段階で、アンケート等を取り、何床増床という形をとっております。それをもって、町の介護保険の計画を立てていくわけでありまして。それが3年間の保険料に反映するというので、一つの特別養護老人ホームの増床を行うことにより、当然介護保険料等も高騰すると、給付費が高くなりますので、保険料も上がるということになるかと思っております。ただ、計画をする法人さんがあるかどうかは、毎回計画を策定する際には、アンケートをとっておるといところでございます。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 立花議員の質問に関連して、私もちょっと伺いたいことがあります。

よく「うちのおじいさん、おばあさんを施設さ入れてもらえませんか」という相談を受けるんですけども、「無理だと思いますと。申しわけありません」と言って、丁重に断ってやります。「施設の入所、特養であれ申し込んでおられますか」と言うと、「まだです」と言いますから、「できるだけたくさんの数にじゃあ申し込んでおいたらどうですか、それで順番待ちですよ」というような物の言い方しかできない場合が結構あったりします。それで、そういった場合、家庭の事情とかを伺いますと、本当はご夫婦で働いていらっしゃるんですけども、どちらかが介護できますでしょうかみたいな、そういうことが優先順位の目安に、基準にされているようなところがあるようです。ですけども、そうやって確かに在宅で介護するということは、公的な資金は余りかからなくて済むようになっているんでしょうけれども、果たしてそういったことをメインにその介護というを設計して行って、最終的にその社会的な機能としての収入を得て、家庭を営んで、税金を払ってというそういった機能がまともに働く地域になるんでしょうか。ちょっと疑問なところがあるんですが。

それであれば、今朝ちょっと出掛けに You Tube を見ていましたら、共産党の議員の何とかさんという方がこのことについて質問していた国会のあれがありました。私ちょっと20分ぐらい見るともなく見ていたんですけども、例えば、お母さんが倒れて、息子さんが介護しなくちゃならなくなった。お父さんでしたか、それで息子さんは40何歳ぐらいで、働き盛りのときにその仕事をやめざるを得なくなった。それで、収入はお父さんの年金が10万円前後ぐらいしかな



くなると。その中で介護をして、アルバイトをして、洗濯をして云々って、家事一般を行わなくちゃならなくなると。まだ結婚していなかったけれども、これじゃあどうも結婚もできそうにないと。仕事もやめなくちゃならないし、結婚もあきらめなくちゃならないと。これは非常に象徴的なケースを取り上げたのかも知れないんですけども、多かれ少なかれ、こういった傾向の現象は、介護を必要とする方を抱えておられる家庭の方は、抱える傾向の問題だと思うんですよ。となれば、在宅在宅というよりも、やはり特養を充実させる。それにかかるコストをある程度行政は覚悟することがその正常な地域の経済活動を支えるという行為ではないのかなと考えながら見ていました。いかがなものでしょうか。

○委員長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 社会的機能ということで、介護のために失業したということで、その失業により祖父等の年金収入のみということになりますが、介護するためになぜ失業しなければならなかったのかという部分がございます。その前に、当町の包括支援センター等にご相談いただければなというようなことしか今のところ言えないわけであります。

また、公的支援をしたらどうかということであります。公的支援をするために、介護保険制度が施行されてあって、1割の負担金以外は公的な当町の決めた保険料を財源とするわけですが、町民の皆さんで介護保険の給付費を支払っているという制度でございます。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○13番（川守田稔君） いかにも行政的な答弁をありがとうございました。

○委員長（坂本正紀君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。12番、立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 2011年度南部町介護保険特別会計予算案について、討論を行います。

介護について、民主党は当面は利用料引き上げなどの負担増を盛り込まない見込みです。しか

し、厚労省社会保障審議会介護保険部会が昨年11月に策定した介護保険制度の見直し案では、要支援軽度者の利用料引き上げなど、負担増のメニューが並んでいます。多くの高齢者が保険料、利用料の負担を強いられています。社会で支える介護の確立が求められています。恒久的財源を確保し、公費負担割合をふやすことこそ必要です。それとともに、当町での介護サービスの拡充を求め、反対討論といたします。

反対討論を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○委員長（坂本正紀君） 起立多数であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂本正紀君） 議案第9号、平成23年度南部町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 議案第9号、平成23年度南部町介護サービス事業特別会計予算についてご説明いたします。

第1条から、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,543万4,000円と定めるものであります。この介護サービス事業というものは、要介護者1から5及び要支援1、2の方々のサービス計画、ケアプランと申しますが、これを作成するための事業でございます。

初めに、7ページをお開きください。歳出であります。1款1項1目一般管理費に1,543万4,000円

を計上しております。前年度に比べて188万6,000円の増額を予算計上しております。これは介護事業所支援システムの保守管理に59万1,000円を計上しております。また、介護予防計画作成業務に434万3,000円を計上しておりますが、こちらの方の事業費等の増額を見込んだものでございます。また、介護事業所支援システムの購入費としまして、備品購入費に333万2,000円を計上しております。この部分が188万6,000円の増の主な理由となっております。

次に、6ページをごらんください。歳入の主なものをご説明いたします。1款1項1目の居宅介護支援サービス計画、これは要介護1、2、1件当たり1万円、それから要介護の3、4、5、この計画は1件当たり1万3,000円、これらの件数のそれぞれ要介護1、2の方は40件、要介護の3、4、5の方は20件を想定した介護計画の収入となります。介護予防支援計画費586万5,000円は、予防計画でございますが、要支援1、2の方々のケアプランを作成する料金となります。これは初回加算が3,000円、それから継続の方が4,120円を1件当たり収入となるわけでございまして、初回加算が5件、継続が115件、その合計額が586万5,000円と。これは前年度と同額の予算を計上しております。

それから、2款1項1目の一般会計の繰入金金は164万7,000円と。先ほどシステム購入費としての部分の一般会計分ということになります。

以上で説明を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂本正紀君） 議案第10号、平成23年度南部町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 議案第10号、平成23年度南部町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

第1条から、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,320万9,000円と定めるものであります。これは平成22年度に対して99.54%の予算額となっております。

初めに、歳出の主なものからご説明します。8ページをごらんください。8ページ、歳出、1款1項1目の一般管理費の中に、主なものは13節の委託料772万円を計上しております。内訳としましてはシステム保守が443万8,000円、特定健診が328万2,000円とございます。システム保守、この中にシステム保守と改修というものがございます。委託料のシステム保守のほかに改修がございます。改修の内容としましては、外国人登録法の住民基本台帳制度の中の一部改正があり、それらに対応するためのシステム改修が含まれて443万8,000円の計上となっております。

2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金1億8,308万8,000円、前年度比で230万円6,000円の減額となっております。内訳としましては、後期高齢者医療連合の857万3,000円、平成22年度は961万円で、103万7,000円程度の減額となっております。保険料負担は1億593万2,000円、平成22年度は1億940万1,000円とございました。346万9,000円の減額となっております。保険基盤安定負担金としまして6,858万3,000円は、前年度6,638万3,000円より220万円多い保険基盤安定負担金となっております。これは平成21年度決算額に対して1,182万8,000円の増額となっております。これらの基準になりますのは、一般会計の方に計上されております療養給付費負担金2億6,338万円とございますが、これらの平成23年度の予算に対応するための負担金等となっております。

次に、歳入の主なものをご説明します。6ページへお戻りください。1款1項1目の特別徴収保険料は、本年度8,148万2,000円を計上しております。特別徴収は年金等からの天引き分という

ことになります。普通徴収保険料は2,444万9,000円、合計1億593万1,000円と。この特別徴収保険料とは、年金等の通帳等からの天引きになりますが、普通徴収保険料は天引きをしないで、納付書で納入したいという申し出による方々への徴収の方法でございます。

次に、3款繰入金、1項1目一般会計からの繰入金は8,304万2,000円と。これは右の説明にございます保険基盤安定繰入金、これは歳出と同額となっております。それから事務費等の繰入金が1,446万円となります。

最後に、7ページの下段になります。6款1項1目の広域連合健診委託金、これは75歳以上の健診は、広域連合から町が委託を受けて健診を行うということになり、そのために歳入が発生するものであります。328万1,000円を計上しておりました。

以上で説明を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 質問ですけれども、後期高齢者医療制度全般にわたる質問ということでお許しいただきたいのですが、後期高齢者医療制度になってから、制度についての相談とか、そういうものを受けられたことがあるのでしょうか。また、どういう内容が何件あったのか、こういうことで困っておられる世帯の方はおられなかったのでしょうか。

また、特に制度についてわからない点、丁寧に説明しないとわかっていただけない点などはないのでしょうか。現在、保険証をもらえず、病院に通院などできない方はおられるのでしょうか、お答えお願いいたします。

○委員長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 後期高齢者医療制度への相談ということは、当町には平成22年度には1件もございませんでした。制度が普及されたものと思っております。

また、滞納等による保険証の未交付の方、資格証という言い方になろうかと思いますが、今現在は1名もございません。なお、後期高齢者医療制度の保険者数は3月末で3,570名となっております。前年度比より50名ほど増となっております状況であります。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。12番、立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 2011年度南部町後期高齢者医療特別会計予算案について、討論を行います。

後期高齢者医療制度について、民主党は即時廃止を公約していましたが、政権交代後は、その公約を投げ捨てました。現在、検討されている新制度では、高齢者を別会計に差別するという制度の根本は変わっておりません。しかも従来あった軽減措置の縮小や70歳から74歳の窓口負担の2割への引き上げなど、自公政権でさえ手をつけられなかった負担増まで計画されております。こういう背景のもと、つくられた予算案であり、制度そのものに反対ということを訴え、反対討論といたします。

反対討論を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○委員長（坂本正紀君） 起立多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

ここで15時10分まで休憩いたします。

（午後2時57分）

○委員長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3 時10分）

.....

議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂本正紀君） 議案第11号、平成23年度南部町国民健康保険名川病院事業会計予算を議題といたします。

本案について説明を求めます。名川病院事務長。

○名川病院事務長（佐藤正彦君） 議案第11号、平成23年度国民健康保険名川病院事業会計予算についてご説明いたします。

1 ページをお開き願います。平成23年度予算は、これまでの実績を勘案しながら、収支の均衡を図り編成してございます。

第 2 条、業務の予定量でございます。病床数は一般病床26床と療養病床40床で66床でございます。年間患者数は、入院で 2 万3,424人、外来で 5 万1,920人を見込んでおります。1 日平均患者数は入院で64人、外来176人を見込んでおります。

第 3 条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入の病院事業収益、支出の病院事業費用とも10億2,636万6,000円に定めるものでございます。

2 ページをお開き願います。第 4 条は資本的収入及び支出の予定額を定めるもので、資本的収入は 1 億3,139万9,000円、資本的支出は 1 億5,156万2,000円でございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,016万3,000円は、過年度損益勘定留保資金、これは現金、預金などのことをいいますが、それで補てんするものでございます。

第 5 条は起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるもので、（仮称）医療健康センター建設事業で5,010万円、医療機器購入費で1,290万円と定めるものでございます。

第 9 条は、一般会計から補助を受ける金額を 1 億2,487万1,000円とするもので、総務省通知による繰出基準に基づき、一般会計から繰り入れされるものでございます。この繰入金については、病院事業に対して、一般会計から繰り出しされた場合は、その所要額の一部について交付税措置がされることとなります。平成22年の交付税に関する省令等により、平成23年度の基準額を算出しますと、およそ 1 億4,800万円となっております。

7ページをお開き願います。平成23年度南部町国民健康保険名川病院事業会計資金計画についてご説明いたします。区分欄の受入資金及び支払資金は実際に現金の収入、または支出がある科目と金額を見込んだもので、一番下の欄の受入資金から支払資金を差し引いた金額が現金預金の予定額となっております。当年度予定額として、これは平成23年度末の時点においてですが、7億1,223万9,000円の現金預金を見込んでいるものでございます。

21ページをお開き願います。平成23年度南部町国民健康保険名川病院事業会計予算説明書の収益的収入及び支出についてご説明いたします。まず、収入でございますが、第1款、病院事業収益は、前年度より137万円増の10億2,636万6,000円でございます。1項医業収益は前年度より825万9,000円増の9億7,374万6,000円でございます。内訳でございますが、1目入院収益は診療日数が前年度より1日ふえるため、年間患者数は、一般病棟が前年より25人増の9,150人、療養病棟は前年度より39人増の1万4,274人、療養病床の一人当たりの診療単価を前年度より450円増の1万9,700円に見込んだことで、前年度より782万7,000円増の5億2,092万7,000円となっております。2目外来収益は、年間患者数が前年度より118人減の5万1,920人、一人当たりの診療単価を30円増の6,350円に見込んだことで、前年度より81万2,000円増の3億2,969万2,000円となっております。3目その他の医業収益は室料差額収益、介護保険収益、公衆衛生活動収益、その他医業収益、他会計負担金までを合わせまして、前年度より38万円減の1億2,312万7,000円を見込んでおります。

22ページをお開き願います。2項医業外収益は、前年度より688万9,000円減の5,262万円でございます。主なものでは、繰入基準に基づき一般会計から繰り入れされる2目他会計負担金は前年度より370万7,000円減の2,965万4,000円、3目他会計補助金は、前年度より235万8,000円減の1,886万9,000円でございます。

次のページの支出についてご説明いたします。第1款、病院事業費用は前年度より137万円増の10億2,636万6,000円でございます。1項医業費用は前年度より268万7,000円増の10億1,731万3,000円でございます。内訳でございますが、1目給与費は職員の給料及び手当、報酬、賃金、法定福利費までを合わせまして、前年度より1,114万9,000円減の6億7,132万7,000円でございます。主なものでは給与費は2億4,946万7,000円で、職員の減少や給与改定により前年度より627万7,000円の減となっております。手当は1億8,578万1,000円で、期末勤勉手当の改正により、



前年度より258万円の減となっております。次のページをお開き願います。賃金は、3,414万7,000円で、臨時職員の減少により、前年度より226万3,000円の減となっております。2目材料費は、薬品費や診療材料費、給食材料費、医療消耗備品費まで、合わせまして前年度より487万1,000円増の1億3,895万1,000円でございます。主に薬品費の注射薬、予防接種ワクチンなどの増によるものです。3目経費は厚生福利費から雑費までを合わせまして、前年度より1,152万3,000円増の1億6,260万3,000円でございます。主なものでは、光熱水費は電気、水道料で1,218万円、燃料費はガソリンやA重油などで970万2,000円でございます。26ページをお開き願います。修繕費は前年度より936万4,000円増の1,866万4,000円で、CT装置の管球修理費の増によるものです。委託料は業務委託や医療機器保守管理料などで、8,892万円でございます。次のページの4目減価償却費は建物及び構築物、機械備品を合わせて前年度より407万円減の3,860万円でございます。5目資産減耗費は棚卸資産減耗費と医療機器更新に伴う固定資産除却費を合わせまして、前年度より151万2,000円増の210万2,000円でございます。6目研究研修費は医師や技師などの研究研修のための旅費や図書費で、前年度と同額の373万円でございます。

28ページをお開き願います。2項医業外費用は前年度より131万7,000円減の705万3,000円でございます。主なものでは、1目支払利息及び企業債取扱諸費は主に企業債に対する支払利息で、459万円でございます。

次のページの3項特別損失は、過年度分診療報酬の査定等による過年度損益修正損で、前年度と同額の50万円でございます。

30ページをお開き願います。資本的収入及び支出についてご説明いたします。収入でございますが、第1款、資本的収入は前年度より1億712万5,000円増の1億3,139万9,000円でございます。1項企業債は、(仮称)医療健康センター実施設計や医療機器の整備に充てるため、病院事業債及び過疎対策事業債で6,300万円を見込んでおります。2項出資金は企業債の元金償還に充てるため、繰入基準に基づき一般会計から繰り入れされるもので、前年度より495万円減の1,932万4,000円でございます。3項負担金は地域医療体制の充実を図るため、医療機器の整備に対する定住自立圏振興事業負担金で1,000万円を見込んでおります。4項繰入金は医療画像システムなどの医療機器購入に対する国庫補助金で、3,907万5,000円を見込んでおります。

次のページの支出についてご説明いたします。第1款、資本的支出は、前年度より1億630万1,000円増の1億5,156万2,000円でございます。1項建設改良費は1億1,633万6,000円でございます。内訳でございますが、1目土地は、外構実施設計費として190万2,000円、2目建物は、建物実施設計費として4,829万8,000円、3目医療機器及び備品は、医療画像管理システムなどの医

療機器購入費で、6,613万6,000円を見込んでおります。

2項企業債償還金は、企業債の元金償還金で、前年度と比較して1,003万5,000円減の3,522万6,000円でございます。

次に、先ほどお渡ししておりました財政健全化計画等執行状況報告書の方について説明したいと思います。これは一般会計の方でも説明がありましたけれども、病院の方は公営企業ということで、別に計画をつくっておりましたが、それで説明したいと思います。本計画は、公的資金による年利5%以上の残債について、保証金免除による繰上償還を行い、病院事業債残高の圧縮に努めるという目的のため策定したものでございます。本計画によりまして、平成20年度に企業債元金1億855万円を一括償還いたしました。そのため、5,030万円の利息が軽減されてございます。

2ページ目をお開き願います。2判定結果における病院に関する項目は、職員数から累積欠損金比率までになります。表の一番右端の累計は、企業計画値に対する実績値の判定であり、Aは平成21年度の計画目標値及び最終年度の計画目標値を達成する見込みであるもの、Cはやむを得ない事情による影響を除き、最終年度までに計画目標値を達成する見込みであるものとして判定しております。その中で、C判定の公営企業債現在高の項目について説明させていただきます。

5ページをお開き願います。公営企業債残高になります。単位は100万円となっております。計画目標値、(A)に対して、実績見込値(B)との比較を乖離値(C)でござらんいただきますと、平成23年度に黒三角の3,900万円、平成24年度に黒三角の9億3,200万円となっております。計画に対して増加するということになっております。(2)要因分析のところですが、左側の欄の未達成の要因として、(仮称)医療健康センター事業費や医療機器の整備費について、計画策定時点において盛り込んでいなかったため、これらについては交付税に算定されます病院事業債、過疎債を見込んでございます。住民生活の安心、安全に関するもので医療福祉水準の維持、拡充に伴う事業ということで、青森財務事務所の方からもご理解をいただいているところでございます。

3ページの職員数、4ページの改善額、6ページの累積欠損金比率については、いずれも計画目標値を達成してございますので、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長(坂本正紀君) 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 基本的なことをお伺いいたします。

一番最初ですね。外来の患者が減るという計画のようです。原田先生に持っていかれちゃったのかなと思ったりしますけれども、これはどういうことでしょうか。

それから、一人頭の単価、一人当たり単価それを幾らでしたっけ、入院患者には200何十円でしたっけ、外来患者は30円ですか、そのように設定した根拠を説明してください。

○委員長（坂本正紀君） 名川病院事務長。

○名川病院事務長（佐藤正彦君） まず外来患者数でございますけれども、前年度は1日177名という積算でございました。ことしは1日平均176人と、1日平均で1人減としました。冒頭でもお話ししましたとおりこれまでの実績等を勘案しながら、176名と1人減にしてございますけれども、そういうことで減少ということですよ。

あと、単価についてですけれども、単価の増についての理由ということで、実は平成22年の診療報酬で10年ぶりの診療報酬プラス改定されてございます。それで、療養病床の方は今まで医療区分が3区分、それからADL区分が3区分ということで、九つのブロックの中で点数が決まっています、その九つのブロックの中で、五つの点数しかございませんでした。平成22年度の改正ではそれが九つのブロックすべてに点数が配分されまして、それを全部勘案したところ約3%ぐらい増加してございます。なので、療養病床の方を450円ほどアップしたということですよ。外来の方の30円の診療単価の増、これについても診療報酬改定で再診料が今までよりも増加してございます。その増加した分を加味して一人当たり30円の増ということで、今まで病院については再診料は60点で、これが69点と、9点増加してございます。ということは、お金の換算すると90円増加しているという状況であるため、一人当たりの単価も30円ほどアップしたということですよ。

○委員長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 病院の建てかえを前提にして、外来患者が減るのはちょっとまずいんじゃないのかなと思うんですよ。それで、こういう計画があるのであれば、もっと高目な形で見積もるようなことをするのかと思っていただんですけども、この1日177人から176人って、1人

少なく見積もるといふ、微妙な減少が果たしてどういうことなのかというのは、私は想像もできないんですけども、実際人の評判によりますと、原田先生のところは随分繁盛しているよねということなわけですよ。何か伝書鳩みたいに飛んでいったら、何かごっそり連れて持っていかれちゃったみたいな、何かそんなことなのかなと。そうするとちょっと最初の計画とは乖離してくるんじゃないんでしょうかねという心配があるものですから、聞いたことでした。どうもありがとうございました。

○委員長（坂本正紀君） 名川病院事務長。

○名川病院事務長（佐藤正彦君） 原田先生の件がちょっと出ましたので、説明したいと思いませんけれども、こちらでも半年間一生懸命診療に従事していただいて、患者さんもかなりつきましたけれども、開業したことによってやっぱりその分患者さんが、今までの患者さんはもちろん、開業された方に行くわけですし、それに伴って大幅に減少した名川病院の方が減ったということは余り考えてございません。この176人とか、177人の線は、例年の1日平均から追って、大体このぐらいだということやっていまして、さらには地域の包括医療という点では、原田先生も極力そういうような病院に対しては協力姿勢を持ってございます。なので、入院の場合は名川病院に入れていただいたり、医療機器の検査とかは名川病院の方で受けて、結果をやるというような連携をとってございますので、これからもそれは続けていきたいと思っていますので。

○委員長（坂本正紀君） 東寿一君。

○18番（東寿一君） 説明の方で企業債の方の5ページ、ここで病院の建設の企業債ということになるけれども、平成24年度は9億3,200万円という結果ですけれども、この結果は大体何年ぐらいかけて返済していくのでしょうか。この辺を確認しておきたい。

○委員長（坂本正紀君） 名川病院事務長。

○名川病院事務長（佐藤正彦君） 今起債の返済の計画ということでご質問ありましたけれども、病院の方では病院事業債と先ほども言いました過疎債と二つを使っていきたいということで考えていまして、総額およそですけれども17億7,000万円ぐらいの病院事業債の借り入れをしたいと

考えておりました、その場合は、病院の場合は30年の償還になってございます。建物の場合は5年据え置き25年償還ということになっておりました、総額病院で負担すべき元利償還、利息もつけた分ですけれども、23億6,700万円になりまして、そのうち一般会計が14億2,000万円、ただし一般会計の14億2,000万円に対して、10億9,000万円ほどが交付税措置されることとなります。なので、一般会計からは3億2,600万円ぐらいと、30年ですね。病院の方は単純に病院の負担分として9億4,000万円ほどが病院単体で出すお金になるのかなというふうな試算を出してございます。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 東寿一君。

○18番（東寿一君） 要するに、9億3,200万円というのは病院の建物の返済、そういったものに関しての起債というふうな形となるということで、そうすると、先ほど25年から5年の返済だとか据え置きがあるとか、そういったことがあるけれども、その中で約30年ぐらいの返済になるというような理解でよろしいですか、その辺。

そうすると、私が一番懸念したいのは、30年という年数なんですよね。人口減が非常に今大体1年に400人ぐらいということで、ちょっと人口減が余り多過ぎるのではないかなというふうなことで、本来は病院の会計よりも総合的な事業計画の中で、やはりいかにこれから人口をふやすかということの計画も必要でないかなと。そういうふうでないと、最後になって、我々30年も生きていないからいいけれども、その辺の関係をどのぐらいにかけているのか、その辺の計画があったら、若干でもいいから報告をお願いしたいと思います。

○委員長（坂本正紀君） 名川病院事務長。

○名川病院事務長（佐藤正彦君） 病院で企業債を借り入れする場合は、30年ということで、ということは、過疎事業債もございまして、過疎事業債の場合は最長30年で償還することということがございますので、それで積算しているわけですけれども、先ほどトータルで病院で9億円という話をしましたけれども、単年度でいくと1年間大体3,000万円ぐらいの元利償還を合わせて負担になるということになると想定してございます。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

議案第12号から議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂本正紀君） お諮りいたします。

この際、議案第12号から議案第14号までの平成23年度南部町公共下水道事業、農業集落排水事業、簡易水道事業の特別会計予算を一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号から議案第14号までの議案3件を一括議題といたします。

本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（中野雅司君） それでは、最初に、議案第12号、平成23年度南部町公共下水道事業特別会計予算についてご説明をいたします。

予算の概要でございますが、公共下水道事業は、沖田面地区の一部15ヘクタール、処理人口446人、

164戸が平成23年4月1日から供用開始となることから、新たに歳入につきましては、公共下水道使用料、歳出につきましては処理施設の維持管理に要する経費を計上しております。そのほかの予算としましては、平成24年4月からの供用開始を予定しております大向地区の一部、35ヘクタールの下水道管渠工事に要する経費を計上しております。

それでは、1ページをごらんください。第1条は予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,740万4,000円と定めるものでございます。

第2条は地方債の限度額等を第2表に、第3条は一時借入金の最高額を5,000万円と定めるものでございます。

4ページをお願いいたします。第2表、地方債でございますが、公共下水道整備事業の地方債限度額を1億9,980万円に定めるものでございます。

それでは、主な内容について9ページをお開きください。歳出からご説明を申し上げます。このたびの公共下水道供用開始に伴い、歳出の予算科目に1款総務費を新たに設けております。1款1項1目一般管理費の1万5,000円は、19節に全国町村下水道推進協議会の負担金と27節に公課費、消費税の名目計上をしてございます。2目施設管理費2,044万円の主な内容でございますが、11節需用費に処理場の維持管理に要する消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料合わせて369万2,000円、12節役務費には処理場とマンホールポンプのN T T回線通信運搬費、それから建物災害共済保険料等149万9,000円、13節委託料の1,416万9,000円は電算処理業務等の事務委託料と処理場の水質等維持管理委託料でございます。15節工事請負費には、施設の維持修繕工事と緊急時の修繕工事分合わせて50万円を計上、18節備品購入費43万円はマンホールの保守点検用機器を購入するため計上してございます。

次に、10ページをお願いいたします。2款1項1目公共下水道建設費4億782万円の主な内容でございます。職員2名分の人件費と13節委託料に、下水道建設に伴う管渠測量設計等業務委託料5,600万円、15節工事請負費に下水道管渠工事延長4,600メートルと処理場の門扉、外構の工事請負費、合わせて3億2,590万円、22節は管渠工事に係る上水道管等の移設に要する補償費200万円を計上してございます。

次の11ページの3款1項1目元金は、地方債元金償還が平成23年度から始まるため、54万円を計上しております。2目利子1,844万3,000円は、地方債利子の償還金と一時借入金利子でございます。以上が歳出の主な内容でございます。

次に、歳入についてご説明いたします。7ページにお戻りをいただきたいと思っております。歳入の主な内容でございます。1款の使用料及び手数料でございますが、このたびの供用開始によりま

して、歳入の予算科目に新たに設けたものでございます。1款1項1目公共下水道使用料は5年間で加入率85%を目標にしまして、平成23年度は30戸分の使用料を見込んで、43万2,000円を計上しております。なお、負担金につきましては、下水道の普及促進を図るため供用開始から5年以内に加入した場合は、免除するとして、予算は計上してございません。1款2項の手数料は排水設備工事が完了したときの検査手数料30件分を計上しております。

2款1項1目下水道事業国庫補助金は補助率50%で、1億8,200万円を計上しております。3款1項1目一般会計繰入金は事業費から補助金、繰越金、諸収入、町債、使用料及び手数料を差し引いた6,513万7,000円を一般会計から繰り入れするものでございます。

4款の繰越金と次の8ページに参りまして、5款の諸収入については名目計上でございます。

6款1項1目下水道事業債は事業費から補助金を差し引いた交付金対象事業分と地方単独事業分合わせて1億9,980万円を計上しております。

以上が平成23年度公共下水道事業特別会計の予算でございます。

今後の公共下水道の取り組み予定でございますが、大向地区の残っているおよそ80ヘクタールにつきましては、平成23年度に事業認可の追加申請を行いまして、平成24年度から平成30年度まで整備をして、順次供用開始の予定でございます。

また、沖田面地区の残りの部分でございますが、それと小向、玉掛地区につきましては、平成31年度から平成37年度までの予定で取り組んでまいります。

それでは、続きまして農業集落排水を説明いたします。ページを進んでもらいます。議案第13号、平成23年度南部町農業集落排水事業特別会計予算について説明をいたします。

1ページでございます。第1条、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,580万円と定めるものでございます。事業別明細書で主な内容を説明いたします。

8ページをお願いいたします。歳出でございます。1款1項1目一般管理費1,509万3,000円の主な内容としましては、職員1名分の人件費と8節報償費に加入促進奨励金840万円を計上しております。この加入促進奨励金につきましては、このたびの分担金免除制度導入によりまして、名川地区を対象に実施してございましたけれども、加入促進奨励金は平成23年度から交付しないこととなりますが、平成22年度以前において、供用開始から3年が過ぎてから加入したため、奨励金に該当しなかった方と奨励金の対象となっていなかった事業所を含む62件について、さかのぼって加入促進奨励金を交付するものでございます。1款1項2目施設管理費4,800万5,000円の内容でございますが、11節需用費1,474万4,000円は処理施設5カ所の維持管理に要する消耗品費、光熱水費、修繕料、12節役務費は375万4,000円、マンホールポンプの電話回線に係る通信運搬費と



処理場の法定検査に係る手数料でございます。13節委託料2,384万6,000円は、施設管理業務委託料が主な内容でございます。9ページに参りまして、15節工事請負費60万円は、施設維持修繕工事として、27節公課費501万9,000円は消費税が主なものとなっております。

次に、2款1項1目元金と2目利子につきましては、農業集落排水処理施設建設事業に係る地方債借入金の元金と利子を償還するもので、平成50年度が最終年度となっております。以上が歳出の主な内容でございます。

次に、歳入でございます。6ページをお願いいたします。歳入の主な内容でございます。1款1項1目農業集落排水使用料につきましては、5地区合わせて1,040戸分の2,446万円を見込んでおります。

2款1項1目一般会計繰入金につきましては、受益者負担金の免除や償還金の増額などによりまして、前年度比2,806万2,000円増の2億2,124万3,000円を計上しております。

7ページの下段になりますが、受益者分担金については分担金の免除制度の導入によって予算は計上しておりません。以上が平成23年度の農業集落排水事業特別会計予算でございます。

それでは、また進んでいただきます。議案第14号、平成23年度南部町簡易水道事業特別会計予算についてでございます。

予算の概要でございますが、従前から計上しております二又簡易水道の維持管理費に要する経費のほか、二又地区の安全で安定した水の供給を図るため、平成21年度から3年計画で取り組んでまいりました二又地区簡易水道施設整備事業が3年目の最終年度となり、それに伴う事業費を計上しております。1ページでございますが、第1条は予算の総額を歳入歳出それぞれ6,216万6,000円と定め、第2条は地方債の限度額等を第2表に定めるものでございます。

では、4ページをお願いいたします。第2表の地方債でございますが、簡易水道整備事業の地方債限度額を4,240万円に定めるものでございます。

それでは、主な内容をご説明いたします。歳出から説明いたします。8ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費157万円の主な内容でございますが、11節需用費18万6,000円、これは水質検査のための薬品代や配水施設の維持管理に要する消耗品、光熱水費、修繕料。12節の役務費28万9,000円は簡易水道施設整備事業に伴う遠方監視装置の通信料を計上しております。この遠方監視装置とは、二又配水池の現状、状況を監視するため監視盤を設置しまして、電話回線を使って異常通報とか、日報、月報の帳票データの収集を行うための設備で、補助の対象となっております。13節委託料109万5,000円は水質検査と水道料の検査を委託するため計上しております。

次に、2款1項1目施設建設費6,004万9,000円の主な内容としまして、15節工事請負費に簡易水道施設整備事業に伴う送水管延長223メートルの布設工事と遠方監視設備等配水池内の整備工事に要する経費6,000万円を計上しております。

次に、3款1項1目利子54万7,000円は、簡易水道施設整備事業債の利子償還金でございます。

次に、歳入についてご説明をいたします。7ページにお戻りいただきたいと思っております。歳入の1款1項1目水道使用料36万7,000円は、17戸分の使用料でございます。

2款1項1目一般会計繰入金は、遠方監視装置通信料の新規計上等により前年度比31万8,000円増の187万4,000円を計上しております。

4款1項1目簡易水道事業国庫補助金は二又地区簡易水道施設整備事業に係る補助率40%の補助で1,752万4,000円を計上しております。

5款1項1目簡易水道事業債は事業費から国庫補助金を差し引いた4,240万円を計上しております。以上が平成23年度南部町簡易水道事業特別会計予算でございます。

二又地区の簡易水道の今後の予定でございますが、二又簡易水道整備事業が平成23年度で完了しますと、現在古町地区まで整備されております八戸圏域水道企業団の送水管が配水池につながります。そして、現在、各家庭につながっている管路を通しまして、平成24年4月から各家庭に給水を開始するということとなります。その後は、現在の簡易水道が農村総合モデル事業で設置しておりますので、平成24年度から25年度にかけて、その廃止手続を行います。そして、平成26年度には、八戸圏域水道企業団へ編入する調整を行った後、平成27年度に簡易水道を廃止しまして、八戸圏域水道企業団へ編入する予定となっております。

以上、議案第12号から14号までの説明を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号から議案第14号は原案のとおり可決されました。

.....

#### 議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(坂本正紀君) 議案第15号、平成23年度南部町営地方卸売市場特別会計予算を議題といたします。

本案について説明を求めます。市場長。

○市場長(佐々木博美君) 議案第15号、平成23年度南部町営地方卸売市場特別会計予算についてご説明いたします。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億3,215万1,000円と定めるものでございます。前年度の当初予算に比べ、率にして0.1、金額で268万円の減額となっております。

6ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。歳入の事業勘定1款1項受託金ですが、前年度と同額の26億1,000円と見込んでおります。これまでの販売実績の過去10カ年におきまして、24、25億円台の年が6年ありました。ここ5年の平均におきましても26億円となっております。業務勘定の1款1項使用料は仲卸売り場や資材倉庫、駐車場など使用料として利用者から納めていただくものでございますが、合計で1,017万6,000円を見込んでおります。1款2項の手数料ですが、販売額の7%を委託手数料といたしまして、出荷者の皆さんから納めていただいております。1億8,148万1,000円と見込んでございます。

2款2項の繰入金の3,638万1,000円ですが、一般会計からの繰り入れにつきましては、3,628万円を見込んでございます。繰入金の算定でございますけれども、借入額償還金の元金の2分の1と営業費用の15%を加算しております。基金繰入金につきましては、財政調整基金及び買受人保証金管理基金からの編入に備えまして、名目計上と保証金1件分を計上してございます。次の2款3項の繰越金156万4,000円ですが、これは平成22年度からの繰越見込額でございます。2款4

項の諸収入 8 ページになりますけれども、合計では254万7,000円、仲卸店舗電気料、ラベル代などが主なものでございます。

9 ページをお開き願います。歳出でございますが、事業勘定の 1 款 1 項の受託費は歳入の事業勘定と同額の26億円を見込んでございます。業務勘定の 1 款 1 項市場管理費、2 目一般管理費でございますが、2 億477万5,000円の計上となりました。前年度に比べまして295万5,000円の増額となっております。増額となった主な理由は、13節委託料、15節工事費には、仲卸売り場軒壁面修繕の設計業務と工事費合わせて170万円と。それと18節の備品購入費には、老朽化に伴う業務用の車両更新、ハイルーフ、バンでございますが、1 台購入費340万円を購入してございます。25節積立金については、当初予算といたしましては、前年度より659万2,000円多い1,900万円を財政調整基金積み立てに見込んでおります。これは販売手数料 7 %で換算しますと、2 億7,100万円の売上金に相当する額というふうになります。27節公課費には、卸売事業に係る消費税の納付額879万2,000円を計上してございます。そのほか人件費及び精算事務コンピュータ、町営市場の施設維持管理費の費用などが主なものでございます。

11ページになります。2 款 1 項公債費ですが、元金及び利子合計で前年度より621万1,000円少なく、2,523万1,000円の償還額となっております。平成27年度で完済するものでございます。

12ページの 3 款 1 項の予備費184万1,000円は、歳出各科目に対する予備経費と合わせまして、歳入歳出の調整を図ってございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂本正紀君） 議案第16号、平成23年度南部町工業団地造成事業特別会計予算を議題といたします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（神山不二彦君） 議案第16号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25万8,000円と定めるものでございます。

6ページをお願いします。6ページ、歳入からご説明申し上げます。1款1項1目不動産売払収入1,000円については名目計上でございます。1款2項1目土地貸付収入につきましては、八戸森林組合に資材置き場として貸し出ししている収入でございます。

2款1項1目一般会計繰入金として21万6,000円を計上してございます。

3款1項1目繰越金については名目計上でございます。

続きまして歳出についてご説明申し上げます。1款1項1目一般管理費9節の旅費でございますけれども、企業誘致活動のため、東京等に出張する普通旅費でございます。11節需用費食糧費につきましては、企業懇談会時の食糧費となっております。光熱水費につきましては、街灯の電気代でございます。繰出金1,000円は名目計上でございます。25万8,000円、前年度比28万円の減額となっておりますが、これは昨年平成22年度パンフレット作成に伴う比較減となっております。

以上、簡単ですが説明を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 7ページですね。一般管理費旅費です。企業誘致のための上京旅費です

か。上京したらどういう活動をするのですか、企業誘致というのは。ご説明願います。

○委員長（坂本正紀君） 商工観光課長。

○商工観光課長（神山不二彦君） 誘致促進協議会というのが青森県の方にございまして、そちらで主催する東京及び関西での立地企業フェアの中で企業誘致活動をしてございます。実際に青森県内に進出している企業関係の方、またそれ以外の方も出席してございますけれども、そちらの方々と名刺交換会をしたり、パンフレットとか、大きなチラシ、ポスターなんかを張り出しまして、企業の方々と懇談しましてPRをしているような状況でございます。

○委員長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 職員の方が行かれるんだと思うんですけども、例えばじゃあ私が勧誘を受けたとすると、どうですか、誘われますよね。そうすると、じゃあどういう条件がお望みですかとか、どういったことをアドバンテージくださいますかとか、そういったやり取りをしますよね。そういった意味でこの工業団地というのの売りは何なんですか。

○委員長（坂本正紀君） 商工観光課長。

○商工観光課長（神山不二彦君） まず、現在の状況ですけれども、第一の工業団地の方には入ってございますけれども、第二工業団地の方がまだ2区画残ってございます。それで、オファーの状況なんですけれども、前は不況のせいかな全然なかったんですけども、このごろ数件、非公式ではございますがオファーがあります。ことしだけでももう3業者から相談がございまして、1件はまだちょっと継続中なんですけれども、その売りというお話なんですけれども、まず土地代がほかと比較して安いんです。ですから、比較的に高速道路に近いということ。それから今、県南の方で比較的青森県内では雪が少ないということ。それから、県道が今改良中ございまして、八戸地方からのアクセス道路も今改良中でございます。そういう条件が重なって、今オファーが来ているものだと認識しております。

○委員長（坂本正紀君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○委員長(坂本正紀君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(坂本正紀君) 議案第17号、平成23年度南部町介護老人保健施設特別会計予算を議題といたします。

本案について説明を求めます。老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長(麦沢正実君) 議案第17号、平成23年度南部町介護老人保健施設特別会計予算についてご説明いたします。

第1条、歳入支出の総額は歳入歳出それぞれ3億7,984万1,000円と定めるものでございます。前年度予算額に比較いたしますと3,005万9,000円の減額で、7.9%の減となっております。この主な減額の要因といたしまして、起債の繰上償還に伴う借り換えにより、利子の償還金等の減額が主になってございます。

それでは、主な項目を説明いたします。6ページをごらんいただきたいと思います。まず、歳入の主なものからご説明いたします。1款1項1目施設介護サービス費、今年度予算は2億5,470万円に対して前年度と比較564万円の増となっております。この増額は通所サービス費が増額となったものでございます。

次に、7ページをごらんいただきたいと思います。4款1項1目一般会計繰入金でございます。本年度は4,894万3,000円、前年度と比較いたしまして4,087万6,000円の減となっております。この減額は借り換えによる元利償還金の額を見込んだものでございます。

あと次に、6款1項2目雑入でございます。本年度は735万4,000円、前年度と比較いたしまして415万8,000円の増になっております。この雑入の増額は医師派遣委託料の増となっております。

次に、8ページをごらんいただきたいと思います。歳出の主なものでございます。1款1項1目一般管理費、本年度2億7,176万8,000円となり、前年度と比較いたしまして1,593万8,000円の減でございます。この主な減額といたしまして、各種委託契約の見直し、リース契約の廃止等により、経費節減を図ったものでございます。次のページをごらんいただきたいと思います。まず、14節使用料及び賃借料でございます。予算は1,274万3,000円で、前年度と比較いたしますと167万1,000円の減となっております。これがカーペットリースの廃止、空気清浄機等のリース契約の廃止によるものの減でございます。あと、下の方の2目療養費、本年度は5,859万9,000円、前年度と比較しまして119万円の減でございます。これは委託料の中の給食業務の委託料が経管栄養の増に伴って、給食費の方が減になったということです。経管栄養というのは、流動食の方がふえているということになります。

次のページ、10ページをごらんいただきたいと思います。2款1項1目、これは公債費の元金の償還です。本年度4,500万円、前年度と比較しまして1,398万8,000円の増となります。これは借り換えに伴って元金が増になったものでございます。2目利子443万8,000円、比較2,692万円の減となります。これは借り換えによる利子の減ということになります。

以上で説明を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）



○委員長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

議案第18号から議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂本正紀君） お諮りいたします。

この際、議案第18号から議案第22号までの平成23年度南部町各財産区特別会計予算を一括議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号から議案第22号までの議案5件を一括議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） それでは、議案第18号から議案第22号までの各財産区特別会計予算について5件につきまして、一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第18号、平成23年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,250万4,000円と定めるものでございます。

歳入について主な内容をご説明申し上げます。6ページをお開きください。2款財産収入、1項財産運用収入ですが、チェリリン村及び電気通信事業設備用地の土地貸付収入でございまして、前年度と同額の250万1,000円を計上してございます。

次に、3款繰越金、第1項繰越金ですが、前年度繰越金として前年度と同額の3,000万円を計上してございます。

次のページをお開きください。歳出について主な内容をご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費ですが、財産区の管理員報酬旅費、町内各団体への助成金、森林火災保険料が主なものでございまして、前年度より36万8,000円増額の224万6,000円を計上してございます。

次に、2款財産費、1項基本財産造成費ですが、除間伐などの造林事業の経費でありまして、

前年度より21万円増額の132万円を計上してございます。

最後に、3款の予備費でございますが、前年度より57万8,000円減額の2,893万8,000円の計上となりました。

次に、議案第19号平成23年度南部町大字平財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。予算の総額を歳入歳出それぞれ380万円と定めるものでございます。

6ページをお開きください。歳入について主なものは、3款繰越金、第1項繰越金でございますが、前年度繰越金として前年度より373万6,000円増額の379万円を計上しております。

次のページをお開きください。歳出について主な内容をご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費ですが、財産区管理員報酬、交際費、地域団体への助成金、平公民館の用地借上料及び維持管理費、建物火災保険料などが主なものでございまして、前年度より27万3,000円減額の149万円を計上しております。

最後に、2款の予備費でございますが、前年度より201万円増額の231万円の計上となりました。

次に、議案第20号、平成23年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算の総額を歳入歳出それぞれ1,700万4,000円と定めるものでございます。

歳入について主な内容をご説明申し上げます。6ページをお開きください。2款財産収入、1項財産運用収入ですが、チェリリン村や農用地などを用地として貸し付けている土地貸付収入でございまして、前年度と同額の200万1,000円を計上しております。

次に、3款繰越金、1項繰越金ですが、前年度の繰越金でありまして、前年度と同額の1,500万円を計上してございます。

次のページをお開きください。歳出について主な内容をご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費ですが、財産区管理員の報酬、旅費、町内団体への助成金、管理事務所の維持管理費ほか森林及び建物の保険料が主なものでございまして、前年度より69万6,000円増額の384万円を計上してございます。

次に、2款財産費、1項基本財産造成費ですが、除間伐などの造林事業の経費として前年度より2万円増額の201万円を計上しております。

最後に、3款予備費でございますが、前年度より71万6,000円減額の1,115万4,000円の計上となりました。

次に、議案第21号、平成23年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算の総額を歳入歳出それぞれ3,495万4,000円と定めるものでございます。

6ページをお開きください。2款財産収入、1項財産運用収入ですが、企業用地及び農用地として貸し付けている土地貸付収入でありまして、前年度より10万円減額の180万1,000円を計上しております。

次に、3款繰越金、1項繰越金ですが、前年度繰越金でございまして、3,300万円を計上してございます。

次のページをお開きください。歳出でございまして、1款総務費、1項総務管理費ですが、財産区管理員の報酬、旅費、下名久井公民館の維持管理費ほか、森林火災保険料と機械借上料が主なものでございまして、前年度より68万3,000円増額の561万円を計上してございます。

次に、2款財産費、1項基本財産造成費ですが、除間伐などの造林事業の経費として前年度より10万円増額の178万円を計上しております。

最後に、3款予備費であります。前年度より79万3,000円減額の2,756万4,000円の計上となりました。

最後に、議案第22号、平成23年度南部町大平財産区特別会計でございまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ137万8,000円と定めるものでございます。

6ページをお開きください。歳入につきましては、1款財産収入、財産貸付収入でございまして、ごみ投棄場所貸付収入として36万円を計上してございます。

2款繰越金として、前年度繰越金を101万6,000円を計上してございます。

次に、歳出ですが、1款管理会費、1項管理会費ですが、委員報酬、需用費等9万6,000円を計上してございます。

2款農林水産業費でございまして、林業振興費として森林保険料、除間伐作業として37万9,000円を計上してございます。

3款は予備費として90万3,000円を計上したものでございます。

以上でございます。

○委員長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○委員長(坂本正紀君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号から議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

#### 閉会の宣告

○委員長(坂本正紀君) 以上で本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

去る3月7日に付託されました平成23年度南部町各会計予算につきましては、委員各位には、長時間にわたり終始熱心なご審議を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

また、町長初め、担当課長の皆様には、審議の円滑な運営にご協力をいただきまして、ここに改めてお礼を申し上げる次第でございます。

本委員会の日程は全部終了したわけでございますが、その間、ふなれな私に対してお与えいただきました温かいご指導、ご協力に対しまして、感謝をいたしますとともに、多々ご迷惑をおかけいたしましたことにつきましては、深くおわびを申し上げ、まことに簡単ではございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。

以上をもちまして、予算特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後4時24分)



会議の経過を記載して、その相違のないことを証するためここに署名する。

予算特別委員会委員長            坂 本 正 紀